

決算特別委員会の記録

開催年月日	令和元年 10 月 23 日 (水曜日)
開催時間	午前 9 時 00 分 ~ 午後 3 時 28 分
開催場所	第 1 委員会室
出席委員	岸 本 小 泉 山 田 杉 崎 太 田 関 口 (議長)
欠席委員	なし
説明者	木村町長 大澤教育長 深澤企画部長 野崎総務部長 中島町民部長 亀山福祉部長 伊藤健康子ども部長 大川環境経済部長 黒木都市建設部長 廣田拠点づくり部長 畑村教育次長 小林消防長
案 件	(付託議案) 1. 議案第 49 号 平成 30 年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について 2. 議案第 50 号 平成 30 年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の 認定について 3. 議案第 51 号 平成 30 年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の 認定について 4. 議案第 52 号 平成 30 年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて 5. 議案第 53 号 平成 30 年度寒川町 (仮称) 健康福祉総合センター用地取得事業 特別会計歳入歳出決算の認定について 6. 議案第 54 号 平成 30 年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定について
議会事務局	新藤議会事務局長 亀井議会事務局次長 鈴木主査

【岸本委員長】 おはようございます。ただいまより決算特別委員会を再開いたします。

21日までに本委員会に付託されました一般会計及び各特別会計全ての決算説明、質疑が終了しております。本日は、総括質疑から討論、採決まで行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

この後、進行のために若干の休憩をとりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、暫時休憩いたします。午前10時より特別委員会を再開し、総括質疑を行うことにいたします。

【岸本委員長】 それでは、休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

これより総括質疑を行います。順次総括質疑をお願いいたします。

太田委員。

【太田委員】 おはようございます。それでは、一番最初に総括質疑をさせていただきます。会派公明党の太田でございます。大変久しぶりの総括質疑ですので、しっかりやっていきたいと思っておりますけれども、私の通告は4点でございます。1点目、ブランドスローガン『「高座」のころ。』について、2点目、勤労者個人住宅取得奨励制度について、3点目、環境対策について、4点目、特別支援教育推進事業について、順次質問を行ってまいりたいと思っております。

まず、1点目のブランドスローガン『「高座」のころ。』についてでございます。30年度は『「高座」のころ。』実行委員会を立ち上げたり、また、ブランドスローガンを内外に浸透させていくことが平成30年度の主な事業だったと思っておりますが、その成果がどうだったのか、まず1点目お伺いしたいと思います。

2点目、勤労者個人住宅取得奨励制度についてでございます。平成30年度からは、新築、中古、建て替えが一律5万円になりました。新築が今まで10万円だったのが5万円になって、中古、建て替えはそのままだったと思っておりますけれども、これまでもさまざま制度を拡充してきていただいて、30年度から一律5万円となりました。これまでも制度の拡充をしてきていただきましたけれども、依然として自営業者、フリーランス、この辺は対象外となっております。勤労者政策なので、この辺が限界に来ているのではないかと感じております。不公平感の是正をするために、この制度を大きく捉えて移住・定住の政策にしていくべきではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

3点目、環境対策についてでございます。1点目、資源ごみの収集について、これは以前からもいろんな場面で質問させていただいております。町民の方からは、資源ごみの回収を月1回ではなく2回にしてほしいというようなお声をたびたび伺っているところでございます。そういった中で、平成30年度は、この辺について担当としてどのような検討をされてきたのかお伺いしたいと思います。

2点目、ごみの分別の仕方についてということで、これも以前から質問している部分でございますけれども、3年に1回、紙ベースのものが配られてくる中で、分別の仕方も変わってくるようになってきております。そういった中で、もう少しごみの分別をわかりやすいようにしてほしいというお声も聞いております。そういったところで、30年度どういった内容で行ってきているのかお伺いしたいと思います。

4点目、特別支援教育推進事業についてお伺いいたします。平成28年度から3年間で県のモデル事業としてみんなの教室を南小学校で行って、平成30年度が最後の年となりました。そういった意味で、今まであまりみんなの教室については年度ごとに詳しいことは聞いていなかったかと思っておりますけれども、30年度のみならず、この3年間で行ってきた県のモデル事業は、どういう成果があったのか、効果があったのかお伺いしてまいりたいと思っております。また、その効果を捉えて、1校のみならず町全

体に広めていく考えがあるのかどうかお伺いして、1点目の質問を終わります。

【岸本委員長】 それでは、総括質疑を終わりました。それでは、順次答弁をお願いいたします。
深澤企画部長。

【深澤企画部長】 それでは、私より1点目の『「高座」のころ。』ブランディングの平成30年度の成果についてお答え申し上げます。成果につきましては、定量的成果と定性的成果の2つの側面からお答えさせていただきたいと思っております。まず、1点目の定量的成果につきましては、ブランディングの取り組みの最大目的でございます総人口が、平成30年度末の目標値を超えている点でございます。具体的には、2019年3月末時点の人口ビジョンにおける目標人口4万8,413人に対しまして、実績は4万8,581人、目標値に対しましてプラス168人となっております、人口ビジョンでは既に減少トレンドに突入しているところがございますが、転入超過を背景に微増という結果となっております。

また、各媒体へのブランドの可視化や双方向のコミュニケーションを重視したSNS等によるブランドコミュニケーションの展開によりまして、昨年度実施いたしましたアンケート調査結果では、町民の皆様への認知度は約77%を推移するとともに、町外からの転入世帯のうち14.5%でブランドマークやスローガンを見たことがあるとの回答が得られている状況から、ブランドの浸透度という点におきましても、一定程度の成果が出ているものと捉えているところでございます。

次に、2点目の定性的成果といたしましては、この取り組みに対する町民の皆様からの声も好印象のものが多いことや移住相談を通じた転入者があったこと、さらにはブランディングや情報発信をテーマとした県外からの行政視察や大学からの講義依頼があったことなども挙げられまして、幅広いエリアから寒川町が認知されている状況もございます。

このようなことから、ブランディングの展開は、短期間ではあるものの一定程度の成果は出ているものと捉えているところでございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 大川環境経済部長。

【大川環境経済部長】 私から2番目、勤労者個人住宅取得奨励制度について現状を踏まえてご説明させていただきます。勤労者個人住宅取得奨励制度につきましては、勤労者福祉の向上を図るとともに、その補助方法として、寒川町共通商品券を交付することにより町内商業、地域経済の活性化を図る効果を合わせ持つ制度であり、転入される方にとっては、町内の商店等を知っていただくよい機会になる事業であると考えて取り組んでございます。

この事業は、平成26年4月に制度を構築し、その後補助対象者や対象物件の拡充、補助額の見直しなど、より多くの方々が利用していただけるよう、これまでさまざまな制度改正を実施してまいりました。

現在この制度につきましては、勤労者福祉施策といたしまして、企業に雇用されております勤労者を対象としていることから、自営業者の方を対象から外しているため、自営業の方たちを対象としていく考えは現在のところ、申し訳ございませんが、ございません。

なお、自営業者などの方々が住宅を購入される場合には、新築物件であることや施工業者を町内業者に限るなど限定的にはなりますが、商工業振興施策として実施しております住宅リフォーム等建築工事推進助成事業をご利用いただくことができますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

【岸本委員長】 深澤企画部長。

【深澤企画部長】 私からは、勤労者個人住宅取得奨励制度の移住・定住施策化について答弁させていただきたいと思っております。委員ご指摘のとおり、住宅取得奨励制度を移住・定住施策に転換していくことは、町民の皆様や転入者にとって魅力の1つであり、インパクトを与えるものと認識しているところでございます。

一方では、これまで移住・定住者等の意向や動向を把握してきた中では、自治体からの給付や助成という施策については、移住先を決める上で大きな要因とはなっていないという状況もあるところがございます。つきましては、移住・定住施策への転換については、施策検討を進めているプロジェクトチームや企画部内連携による検討チームの中で現状を踏まえながら、その寄与度や有効性などから研究してまいりたいと考えております。

以上です。

【岸本委員長】 大川環境経済部長。

【大川環境経済部長】 3番目の環境対策について、1番の資源ごみの収集、2番目のごみの分別の仕方についてそれぞれお答えさせていただきます。まず初めに、資源ごみの収集についてでございますけれども、資源物の収集回数等の検討につきましては、昨年平成30年7月から8カ月間、資源物置き場約205カ所のうち自治会や収集業者から聞き取りを行い、資源物収集の多い場所や回収しにくい場所約60カ所で状況の調査を実施してございます。その際、町民からのご意見として多かった内容は、やはり資源物の回収回数を増やしてほしいとの意見が多く寄せられております。町でも、こうした状況から資源物収集の見直しを検討しております。資源物収集の検討内容といたしましては、県内自治体の資源物収集回数の状況を把握いたしましたので、現在は町の収集回数を増やすことについての検討を行っております。

町で収集回数を増やすためには収集体系の見直しが必要で、収集費用の増加額、財源の確保方法、衛生指導員等自治会のかかわり方などもあわせて検討しております。

続いて、2点目のごみの分別の仕方についてお答えいたします。ごみの分別につきましては、委員から先ほどお話があったように、3年に1度発行しております「ごみと資源物の正しい分け方・出し方」により町民に周知しております。分別早見表につきましては、一例を記載するものとなりますので、早見表にない項目もございますが、更新時には町民から問い合わせいただいた内容も追加、掲載するなどし、整理を行っております。

また、発行期間内に分別が変更されたものにつきましては、機関紙「ゴミ野ゲンゾウ見聞録」などで周知しているほか、インターネット環境におきましては、ホームページや無料の自治体向けウェブサービスになるごみサクで分別区分の周知を行っております。よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 大澤教育長。

【大澤教育長】 4点目の県のモデル事業として行ったみんなの教室事業について、その効果は、また今後の展開はというご質問でございますが、まず、みんなの教室モデル事業について少し説明させていただきます。神奈川県教育委員会では、平成27年度にインクルーシブ教育推進課を新設いたしました。今年度でちょうど5年目になります。そういった中で、平成27年度から平成30年度まで実施した県の事業でございます。まず、事業概要でございますが、全ての子どもができるだけ通常の学級とともに学びながら、必要なときに適切な指導を受けられる仕組みづくりということで、4点ほどございます。1点目は、4つの市町の小学校4校、中学校3校で実施、2点目は、教育相談コーディネーターの後補充非常勤講師の配置、3点目が、みんなの教室担当非常勤講師の配置、4点目が、研究委託料の支払いということでございます。また、モデル校での取り組みといたしまして6点ほどございます。1点目は、教育コーディネーターを中心とした校内支援体制整備、2点目が、全ての子どもが参加でき、理解しやすい事業づくり、3点目が、特別支援学級に在籍する子どもの交流及び共同学習の充実、4点目が、全ての子どもが必要なときに適切な指導を受けられる体制整備、5点目が、全ての子どもが居心地のよい学級づくり、そして6点目が、子どもの相互理解を深めるインクルーシブ教育に関する教育活動という取り組み内容で、南小学校での3年間の取り組み成果と課題を検証しながら、今後の県のインクルーシブ教育の推進に生かしていくということでスタートいたしました。

南小学校で平成28年度から平成30年度の3年間、県のみんなの教室モデル事業を実施した成果として、教育相談コーディネーターを中心とした校内支援体制が整備され、支援が必要な子どもに関する情報共有、支援策の検討などが組織的に行われ、教職員間の共通理解が図られました。また、学校経営の基盤にインクルーシブ教育を位置づけ、校内研究などと関連させて取り組むことにより、教職員の意識向上が図られ、学校全体の取り組みとなっております。

子どもたちはできるだけともに学ぶ中で、全ての子どもが自然なかかわり合い、相互理解を深めることができ、多様性を認め、互いの個性を尊重し、他者との協働する力が育まれています。今後の課題といたしましては、まず1点目、全ての子どもを組織的に支援する体制が重要であるということがわかりましたが、その中心である教育相談コーディネーターに対する国の定数配置がなされていないこととございます。これについては、現在も神奈川県教育委員会から国へ要望はしております。また、2点目は、特に小学校では教育相談コーディネーターに指名された教員が授業や学級担任をあわせて受け持っており、コーディネート業務に当たる時間を確保する必要があります。このように大きな課題もございますが、今後国、県の動向も見ながら、町教育委員会といたしましては、可能な限り町全体に広めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【岸本委員長】 太田委員。

【太田委員】 それでは、2回目の質問を行っていきたいと思います。まず、1点目のブランドスローガン『「高座」のころ。』についてでございます。30年度は実行委員会を立ち上げるなどして、広く浸透していかれたのかということをお伺いしました。1年目でここまで、人口も微増ながら増えていく、また大きく外に打って『「高座」のころ。』を広めていくという部分では、30年度は効果としてあらわれたのかと思っております。そういった中で、町内に目を向けてみますと、いろんな場面で私も町民の方とお話しをする機会がございますけれども、『「高座」のころ。』について話が及ぶということは実はあまりないんです。1年目だったということもありますし、今もなおそこに触れてくるということはないかと思っております。そういった意味では、今後もう少しこの中の部分でどう展開していくのかということが1つ課題なのかと思っておりますし、また、この間の担当課の決算の中でもお話しさせていただきましたけれども、役場内にも目に見える形でストラップだったり、懸垂幕だったり、そういったところの啓発はすごく見えてきてはいるんですけども、じゃ、『「高座」のころ。』という意味合い、品格、高い志を感じるというところ、また人の心を大切にしたり、また人の心を大切にしているというところでは、少し物足りないのではないかと感じております。もう一步を深く職員への浸透にもつなげていく必要があるのではないかと感じておりますけれども、その辺の捉えをどのように感じているのかお聞かせいただきたいと思っております。

それから2点目、勤労者個人住宅取得奨励制度についてでございます。これは勤労者と名前がついておりますので、その辺は十分私たちも私も理解しているつもりであります。そういった中では、今まで制度を構築していただいてからいろんな形で拡充してきていただいたことに関しては、十分評価してまいりたいと思っておりますけれども、ここは依然として勤労者という枠を超えていかなければ、不平等感が最後まで残っていくのではないかと思います。自営業者の方、フリーランスの方、こういった方も寒川町にとっては大変大切な方なので、そういったところを総合的に政策として今後展開していく、県や国から補助も出ているので、勤労者政策としてやっていくことは必要だと思いますけれども、ほかの方たちに対しての総合的な支援も必要ではないかと思いますけれども、この辺をもう一度お聞かせいただきたいと思っております。

それから、3点目の環境対策についてです。まず、資源ごみの収集についてでございます。30年度に200カ所余りあるところの中で60カ所余り課題について意見や検証を行ったということとござい

す。そういった中で聞こえてきた声は、やはり回数を増やしてほしいという声があったということで、検討していただいているということでございますけれども、そういった中では、これは何年にもわたって私たちも質問してきている部分なので、そろそろここに向けてどうしていくのかというところをしっかりとした形で検討していくべきではないかと思っておりますけれども、町が検討していく中で、先ほどもいろんな課題がありましたけれども、具体的にどんな課題があるのかお聞かせいただきたいと思っております。

そして2点目のごみの分別です。私もかなり使わせていただく中で、一例ということで載っていない部分も多く見受けられるようになりました。そういった意味では、その先に役場に電話して、これは何でしょうかと聞く、そのアクションが町民の方はなかなかしづらい、私だったらすぐどうですかと聞いたり、町民の方からお問い合わせをいただいて聞くということもできるんですけど、町民の方が直接次のアクションにつなげていくというのは難しいのかと思ったときに、その辺をもう少し広げられる、町民がわかりやすくできるようなサービスを展開していくことが必要ではないかと思っております。決算の中でもごみサクというなお話も聞きました。私もそこは知らなかったので、早速使ってみたいとは思いますが、他の自治体でもごみアプリ、分別アプリみたいなのが少しずつ広まってきて、大変利便性のいいアプリが登場してきているので、そういったことも視野に入れながら検討していくべきではないかと思っておりますけれども、ご見解をお伺いしたいと思います。

最後の4点目、特別支援教育推進事業についてでございます。今教育長からさまざまお話をお伺いしました。そしてこの3年間南小でみんなの教室を行った成果として、校内の先生の意識がまず向上したということが、私は大きな成果かと思っております。その中で、教育相談コーディネーターという存在が大きいということもわかりましたし、ただ、これは国の教員の配置のところに加わっていないので、現状としては今いる先生が教育コーディネーターの役目をしながらやっているもので、その時間をとることがなかなか難しいという課題も見えてきました。そういった中で、これを機に南小の3年間のモデル事業のみならず、町内全体にみんなの教室の成果を広げていきたいというお答えもいただきました。そういった中では、先生の意識が変わったことも大事ですし、私は、1つには、みんなの教室を成功させていくには、困り感のあるお子さんを抱えていらっしゃる保護者の方、そしてそれを理解していかなければいけない、理解する必要があると思っていて、保護者だったり、社会全体、町民の方たちに、例えば認知症の方を理解するのと同じように、今発達障害を抱えたり、そこまではいなくても、困り感のあるお子さんを抱えている方たちの思いに寄り添う、そういった理解をしていくということがすごく大事なのかと思っております。そういった意味では、今後教育相談コーディネーターの配置、せめて拠点校でもいいので、こういった方たちのコーディネーターの配置をしっかりと今後も県や国に再度訴えていくと同時に、町独自でコーディネーターと同じような役を今先生が兼務してくださっているもので、そこを単独でできないものか、その辺について先進的に寒川町の教育委員会として行っていく考えがあるかどうか、また保護者のみならず、町民全体でこういったお子さんたちを見守っていく、理解していく講演会とか周知、啓発をしていく考えがあるかどうかお聞かせいただきたいと思っております。

【岸本委員長】 それでは、随時答弁を求めます。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 私から、1点目でございますが、町民の皆様や職員へのブランド浸透について、その考え方についてお答え申し上げます。まず、町民皆様への浸透についてでございますが、先ほども若干触れさせていただきましたとおり、昨年10月のeモニターを対象としたアンケート調査結果では、ブランドスローガンの認知度は約77%、ブランドマークの認知度は約70%を推移しておりまして、発表後9カ月時点で7割を超えている認知度は、まずは用意スタートが切れたと捉えているところで

ございます。

また、昨年10月から町民への浸透を目的としたブランドマーク等の使用に関するガイドラインを定め、現在運用してございますが、これまで果樹や野菜のステッカー、洋菓子の包装紙、名刺、車両装飾など8件の使用申請がありまして、その利活用も徐々にではありますが、進んでいるところでございます。引き続きブランド浸透の拡大とブランドの価値の向上が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、職員への浸透についてでございますが、これまで全職員を対象とした研修をはじめ、新採用職員研修、イントラ等による周知、町内用のV Iのガイドライン策定と運用、名刺やストラップの統一化、可視化などの連携事業を通じたインナーブランディングに取り組んできたところでございますが、ブランドの意義やブランドスローガン『「高座」のこころ。』の理解度について、若干ではあります。ばらつきがあるように感じられるところでございます。

現在若手職員を中心とした横断的なプロジェクトチームによる施策検討を行っておりますが、施策検討に当たっては、ブランドの理解と共通認識を図り、具体的な作業を行っておりますので、そのPTメンバーが各所属で伝道師的な役割として意識を広げてもらうことも期待しているところでございます。

委員ご指摘のとおり、ブランドに関しては町長から各担当者まで一貫した理解をその対応が求められるものと考えております。そういった意味では、職員のインナーブランディングの推進については、大変重要であるとともに、喫緊の課題であると認識しているところでございます。いずれにいたしましても寒川町に住んでよかったという多くの声を得られるよう、継続的にそれぞれの取り組みを強化していきたいと考えてございます。

以上でございます。

【岸本委員長】 黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 それでは、大きな2番のご質問に関しまして、住宅施策という大きなくくりでいきますと、担当が都市計画課になりますので、私がお答えさせていただきます。勤労者以外の自営業者等にも補助対象の拡充はとのご質問でございますが、現在町の住宅取得奨励補助の制度はございません。なお、勤労者以外につきましては、そのニーズや費用対効果、国・県の補助等を確認しながら調査研究し、判断をする必要があると考えておりますので、よろしくお願いたします。

【岸本委員長】 大川環境経済部長。

【大川環境経済部長】 資源ごみの収集についての課題となる事項についてのご質問にお答えいたします。資源物収集の課題でございますけれども、収集費用の増加額を抑えつつ、収集の効率性の確保、また、住民が排出しやすい環境に整えるバランスのとれた収集方法を構築することが課題と考えております。このため収集の日程や収集の場所、収集の方法と最終的には収集車両や人員等の再構築も検討すべき課題として整理を行ってございます。よろしくお願いたします。

続いて2点目のごみの分別の仕方、他市ではアプリを活用している自治体もあるがという部分の質問にお答えさせていただきます。町で導入していますごみサクにつきましては、比較的簡単に分別区分を把握できることから、平成28年度から取り入れており、町民に広く活用し浸透するよう、ごみと資源物の正しい分け方、出し方や機関誌「ゴミ野ゲンゾウ見聞録」にQRコードを掲載するなどの対応をしておりますが、まだまだ町民に知られていないような状況でございます。そこで、新たな周知方法についてもさらに検討してまいります。また、ご提案いただいているアプリによる分別区分や排出方法の検索につきましては、費用がかかることから、ごみサクとの機能の違いを検証し、わかりやすい分別、検索方法の検討を行ってまいりますので、ご理解をよろしくお願いたします。

【岸本委員長】 大澤教育長。

【大澤教育長】 それでは、4番目、町単独でも教育相談コーディネーターを配置し、困り感のある子どもや保護者の思いに寄り添いながら理解していくことが大切ではないかということと、先生や子どもだけではなく、周囲の大人が困り感のある子どもたちについて理解することが大切だと思うがというご質問にお答えしたいと思います。

まず、町単独でも教育相談コーディネーターの配置をとということでございますが、平成16年度より県の教育委員会で教育相談コーディネーターを養成して、現在全ての学校に教育相談コーディネーターは配置しております。また、南小学校が県のモデル事業を展開していたということで、神奈川県より今年度15市町村に1人の非常勤の配置をしております。そういったわけで、現在南小学校に1人の非常勤の配置がなされております。また、来年度政令指定都市以外の30の市町村に各1名ずつ教育相談コーディネーター後追いの配置を計画しているということで、これについても寒川町にもう一名配置して下さるといようなことでもございます。そういった県の動きを見据えて、今後また寒川町でも充実を図ってまいりたいと考えております。

また、南小学校での取り組みの成果でもあったように、教職員の意識が変わり、教職員の働き方により子どもたちも、みんながクラスの仲間という意識の変容等が見られるようになってきています。町内の全ての学校でユニバーサルデザイン化をはじめとして、インクルーシブ教育を推進し、一人ひとりの子どもたちに配慮した指導、支援をこれまで同様に継続していくことで、学校教育において全ての児童生徒がともに学び、ともに育つ共生の考えを育てていきたいと考えております。今年度は県教育委員会とともに、教育講演会、インクルーシブ教育推進フォーラムを開催し、学校関係者のみならず多くの町民の方々にもご参加いただき、インクルーシブ教育に関する貴重なご意見をいただくことができました。フォーラムの開催により広く町民の方々にインクルーシブ教育について知っていただき、理解を深めていただけた有意義な講演会となりました。今後とも学校での取り組みを丁寧に実践していくことや、先生や子どもだけではなく、周囲の大人が困り感のある子どもについて理解し、温かく見守りながら支えていくことが本当に大切なことであると考えております。

以上でございます。

【岸本委員長】 太田委員。

【太田委員】 それでは、最後の質問に移ってまいりたいと思います。まず、1点目のブランドスローガン『「高座」のこころ。』についてです。町内のお店、企業でも8件展開していただいているということで、この辺はわからない部分ではありましたけれども、しっかりと成果が出ているのだということがわかりました。一方で、先ほど役場内での目に見える形でのものはありますけれども、それが具体的にどういった形で町民に還元できているのかということでは、もう一歩今後変化していかなければいけないのかと思っています。表面的に見える形で1年目はいいのかと思いますけれども、これからはそこをどう『「高座」のこころ。』の部分で結構予算を使いながら、それをどう町民が豊かさとして感じていくかということが大事になってくると思うんです。そういった意味では、今後の変化がすごく重要かと思っています。おもてなし感をつくることも大事で、先ほども言いましたけれども、品格や高い志をどう町民や寒川町に来ていただいた人たちに伝えていくかということが今後大事になってくるのかと思っています。そういった意味では、町外の方たちも感じることは必要ですけれども、町民の方に感じていただかないことには、皆さんの税金を使っているわけですから、そこも1つ大事かと思ったときに、例えばこれは30年度ではないですけども、ことし令和元年になったときに、いろんな自治体でパネルを使って写真を撮ってあげたりとか、そういうお得感というんですか、そういったところを見せている自治体もありました。そういったところが、かゆいところに手が届くじゃないですけども、町民にとってもすごく大事なのかと思っています。そういった意味では、

例えば婚姻届を提出しに来たときに、少し記念になるボードで記念になる1枚を撮れるブースがあったりとか、あとは子どもが生まれたときに出生届を出してきたときに、そこで家族で撮れたり、なかなか家族で赤ちゃんも含めて撮れるという時期ではないと思いますけれども、そういった写真を撮れたりとか、そういったおもてなしの心を演出していくことも1つ目に見える具体的な施策として、『「高座」のころ。』が始まる前から私はすごく感じていて、何かの場面で言ったこともあったと思いますけれども、そういったところを1つ出していくこともすごく大事なのかと思っておりまして、これは始まったばかりなので、30年度としては成果として一定程度出たんだということを今改めて質問させていただいて感じましたので、これをまた次の展開につなげていただきたいと思います。そういった意味では、いろんな町民に対しての投げかけの部分、パネルを使ってとか、そういったところについてはいかがでしょうか。お伺いしたいと思います。

それから、2点目の勤労者個人住宅取得奨励制度について、お二人の部長にご答弁いただきました。勤労者をつく以上は、この制度としては限界、ここまで広げていただいたことで、ある意味一定の成果が出ているのかとも思っております。しかしながら、最後、不平等感が残りますので、黒木部長にもお答えいただいた住宅施策という部分で、今後移住・定住という部分も含めた中で、住宅施策として一律に皆さんが不公平感を生まないような形で住宅施策を打っていく必要があるのではないかと思いますけれども、町長に最後ご答弁をいただければと思います。

それから、3点目のごみ関係です。わかりました。本当にいろんな課題がある中で具体的に検討を進めていただきたいと思います。今課題も結構出てきていましたので、早期にその結果が出るように今後展開していただきたいと思います。この部分は要望としていきたいと思っております。

それから、4点目の特別支援教育推進事業について、わかりました。教育相談コーディネーター、非常勤の部分で来年度から配置がされていくということがわかりました。小学校で県内4校のうちの1校で3年間のモデル事業を寒川町の学校で行えたということは、本当に大きな成果だったと感じております。一人ひとりそれぞれの使命があって、この世に生まれてきているわけですので、差別があってはならないし、それを区別してもいけないと思うので、それぞれの子どもたちがそれぞれの輝きを見せられるように、こういった町民全体で講演会を開いたり、理解していくことが必要だし、またそのためには、先生方がしっかりその事業に取り組んでいけるように環境を整えていただければと思います。細かいところまで説明していただきましたので、今後の展開に期待したいと思いますので、ご答弁は結構です。2点について最後ご答弁お願いいたします。

【岸本委員長】 答弁を求めます。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 それでは、1点目の関係でございますが、ただいまブランドの展開への変化、またおもてなし感に関するご提案をいただきました。ありがとうございます。まず、ブランド展開に関する変化についてでございますが、委員ご指摘のとおり、取り組みを進める上で、小さなものでも町民が変わったと感じるものを短いスパンで展開していくことが重要と認識しておりまして、現在はブランドの可視化を中心に取り組みを進めているところでございます。

町のイメージ、価値の向上とブランドコミュニケーション、価値の向上を目標としたブランド展開に当たりましては、可視化等による町民のブランドコミュニケーションと町民の幸せと誇りにつながる施策の実行、この2つを柱として両輪で進めることが重要と考えておりまして、現在施策に關しましては、先ほど来お話をさせていただいておりますが、プロジェクトチームや企画部内連携の検討チームにより進めさせていただいておりますので、今後新たな施策展開により変化を見据えていきたいと考えてございます。

次に、おもてなし感の演出に関するご提案についてでございます。委員ご指摘のとおり、実際に役

場来庁時におもてなしの気持ちが伝わることで、その方は町に対してよい印象を持ってもらえるものと考えてございます。先ほどプロジェクトチームによる施策検討について答弁させていただきましたが、その提案事業の中に本年度着手事業といたしまして、さむかわいいな思いでづくりという事業を検討しております、その内容につきましては、ご提案のありました婚姻届や出生届の提出時などのライフイベントの手続きで来庁された方が、特別感を感じながら記念撮影を行える場所の設置と、おもてなしや真心を伝えていく取り組みでございます。現在その詳細についてブラッシュアップを行いながら、本年度中に展開できるよう調整を行っているところでございます。

今後につきましても、こうした可視化したブランドスローガンを具体的に体现できる取り組みを展開しながら、寒川町が変わったと感じていただけるような取り組みを進めることで、変化につなげてまいりたいと考えてございます。よろしくお願ひします。

【岸本委員長】 木村町長。

【木村町長】 2点目の勤労者個人住宅取得奨励制度に関して、大きく勤労者という範囲ではなくて、広く捉えたらどうでしょうというようなご提言をいただきました。そもそも部長からの答弁の中にもありましたけども、平成26年4月にこの制度を始めたわけですけども、そのスタート時点の考え方というのは、寒川町は昼間と夜の人口がさほど変わらない、昼夜間の人口比率があまり変わらないということは、逆に当然外に働きに行く方もいらっしゃるんですけども、外から働きに来る方も非常に多い、そういう方にぜひ移住・定住へと、そういう考え方から勤労者の福祉施策として取り組んだところでございます。その後さまざま議会とのご意見の中で対象と、移住だけじゃなくて、現にお住まいの方も含めてというような、勤労者の枠の中ではありましたが、進めてきているわけです。先ほど来不公平感の是正という言葉もありまして、私も耳が痛いところでございますので、その辺も踏まえて今後につきまして勤労者以外の方にも幅を広げて、移住・定住施策として対応すべきかどうかという部分、確かにいろいろ住宅施策では新築、あるいは中古も含めて、環境に関する住宅環境では補助制度もあるわけですけども、それ以外はない状況の中ですので、そのニーズ、あるいは費用対効果、国、県の補助等もいろいろ確認しながら、当然ながら近隣の市町の状況も把握しながら判断してまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

【岸本委員長】 それでは、太田委員の総括質疑を終わります。

暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

【岸本委員長】 それでは、休憩を解いて決算特別委員会を再開いたします。

続けて、総括質疑を行います。

山田委員。

【山田委員】 それでは、総括質疑をさせていただきます。共産党、山田政博です。

今回5点にわたって総括質疑を行います。まず、1点目、小児医療費助成制度について、これについては、所得制限の撤廃についてお伺ひします。2点目は、道路整備について、狭あい道路や道路境界など確定しない場所がありますけど、その点についての利用者の安心安全の確保をすべきと思いますので、その見解をお聞きします。3点目に、水防対策についてです。昨今豪雨災害が多発していますが、浸水対策を強化すべきと考えますが、町の見解を伺ひます。4点目、街頭の消火器についてです。街頭に設置されている消火器の管理についてお伺ひします。5点目、学校給食センターの推進事業費について、学校給食センター整備基本計画策定につき、風水害対策をどのように考えているのか町の見解をお伺ひします。

それでは、順次質問していきます。まず1点目、小児医療費助成制度についてお伺ひします。中学校3年生まで拡充されていますこの制度は、全国的にも既に高校生まで実施している自治体もありま

す。生活が苦しい中、安心して病院に行けると喜んでいる保護者がいる反面、所得制限によって小児医療費助成が受けられない保護者もいます。ここで不公平感が出ているのではないのでしょうか。

今回の決算では、扶助費で29年度予算では1億6,998万円に対して、30年度の予算は1億6,500万円と498万円も減らしています。これは前年度の実績を見て予算計上したわけですけど、それに対し30年度の決算では1億5,203万1,769円で、不用額が1,296万8,231円でした。不用額の要因は、見込み人数よりも下回ったわけですが、決算資料では、対象者が5,736人、助成件数8万1,696件でした。この件に関して所得制限を受けている児童の人数と影響額をお伺いします。

次に、2点目ですけど、道路整備についてです。主要幹線道路をはじめ生活道路に至るまで整備されつつありますが、いまだ狭あい道路や道路境界が確定しない箇所が見受けられます。その地域の利用者からたびたび改善要望が出されています。それは安心安全の確保と利便性を提供すべきではないかということです。それについて、その現状と対策についてお伺いします。

3点目、防災対策事業費についてです。水防対策についてですが、ことしは台風15号、19号と甚大な被害が発生しています。各地で浸水被害も発生しているわけですけど、30年度決算では浸水対策事業費では、予算現額20万円に対し浸水防止施設設置工事補助金の申請がなかったことから、未執行でした。それに対し、浸水防止対策の施設の現状とどのようなPRをしているのかお伺いします。

4点目です。消防予防に対してですけど、街頭の消火器管理について、破損している消火器、また設置箇所が多数見られます。これに対し街頭に設置している消火器がどれくらいあるのか、また管理の現状についてお伺いします。

5点目です。給食センター整備計画についてです。学校給食センター整備事業費の決算報告資料の中で委託料について質問します。給食センター整備事業の基本構想策定を実施するために委託したわけですけど、まずどこに何を委託したのか、そして調査したのかをお伺いします。

以上、1回目の質問とします。

【岸本委員長】 それでは、順次答弁をお願いいたします。

伊藤健康子ども部長。

【伊藤健康子ども部長】 それでは、まず所得制限にかかっている児童の人数と影響額についてお答えいたします。平成30年度に所得制限の対象となった児童の人数は512人、影響額につきましては、1,197万7,485円でございます。

【岸本委員長】 黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 それでは、大きな2番の道路整備について、狭あい道路や道路境界が確定していない箇所にその地域の利用者の安心安全の確保の現状と対策ということでございます。4メートル未満の狭あい道路の未解消率は町内全体の約20%で、道路境界の未確定率は、市街化区域でのデータになりますが、約10%となっております。本来、舗装等道路整備を実施する場合は、道路幅員が4メートル以上や道路境界の確定が必要となりますが、道路の現状、利用形態等を考慮した上で、4メートル未満の道路幅員や境界未確定な箇所でも舗装工事等を実施し、利用者の安心安全の確保に努めているところでございますので、よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 中島町民部長。

【中島町民部長】 それでは、3点目の水防対策についてお答え申し上げます。水防対策の現状とPRについてということでございました。近年台風による大雨ですとか、ゲリラ豪雨等が多発している状況におきまして、町でも浸水被害等のおそれがありますことから、水防対策は重要な課題と捉えております。町の水防対策といたしましては、各地域の自主防災組織で実施しております防災訓練のほか、基本的にホームページにおきまして、さまざまご紹介させていただいております。例えばトップページにおきましては、水防関連ホームページを作成いたしまして、雨量の予測、各河川の水位

状況など、気象情報全般について手軽に情報を入手できるコーナーを設置しております。また、水害に備えというパンフレットを作成し、雨量や河川の水位の状況などの情報収集の方法や避難所及び避難の仕方と注意点、また災害時に対する備蓄等についてお知らせしているところでございます。

浸水対策のハード面といたしまして、浸水防止施設でございます止水板設置に関する補助制度がございます。これは止水板の設置及び関連工事につきまして補助するもので、補助対象者や対象建築物等の条件はございますが、経費の3分の1、上限10万円を補助させていただいているものでございます。さらには、家庭でできる水害対策といたしまして、ゴミ袋やプランター等家庭であるものを使った快適な水防工法なども紹介しているところでございます。

以上です。

【岸本委員長】 小林消防長。

【小林消防長】 街頭に設置されている消火器の管理について問うとのご質疑ですが、街頭消火器を管理しております消防からご答弁申し上げます。火災発生時において、初期消火は大変重要であり、発見者や通報者など、一般の方々に協力していただき使用するものでございます。街頭にある消火器には、事業所等で設置しました消火器と町が設置した消火器がございます。事業所等で設置しました消火器は、事業主が管理し、一般の住宅用の初期消火を目的に町が設置した598の消火器につきましては、年1回以上点検を実施してございますが、不備等についても消防本部が対応してございます。

以上です。

【岸本委員長】 畑村教育次長。

【畑村教育次長】 学校給食センターの整備基本構想、基本計画の策定に関する委託の内容についてでございますが、こちらにつきましては、コンサルタント会社に対しまして委託させていただいております。その内容につきましては、まず1点目は、基本構想計画策定等に関して必要な調査や資料の作成を行い、給食センター整備の基本構想計画案を取りまとめること、2点目といたしまして、給食センター整備内部、外部検討委員会における検討事項の提案や資料作成の支援を行うもの、3点目として、給食かわら版の作成や印刷、産業まつりにおける展示物等や町民説明会の開催に必要な資料等の作成などによる町民周知のための支援について、4点目といたしまして、先進的に取り組んでいる他自治体の視察を行うために、視察先の検討や視察先とのコーディネートの支援について行うものでございました。以上、これら4点の業務について支援を求める委託でございます。よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 それでは、2回目の質問に入っていきます。まず、小児医療費助成制度についてです。512人、影響額では1,197万7,485円ということでしたけど、この金額ですけど、実際予算を減らしても不用額が出ているわけで、この影響額に対して不用額が1,296万円だったので、十分賄えたのではないのでしょうか。それから、所得制限をどのように捉えているのか、あと、事務的な作業というものはどうなっているのかお伺いします。

2点目です。道路整備についてです。狭あい道路の件です。まず20%、あと道路境界の未確定で約10%という回答でした。実際道路境界が確定していなくても仮に舗装とかはできないのかということをお伺いします。仮舗装した場合の施工単価とか、そういうものはどうなっているのでしょうか。

3点目です。浸水対策、水防対策の件です。町のホームページ、あと自主防災訓練、さまざまお知らせをしていることはわかりました。それに対して今回浸水対策についてなんですけど、町としては施工の3分の1、10万円を上限ということでしたけど、これが普及しない要因なんですけど、私も町のホームページを見ました。文章で制度の説明や申請方法など、止水板等のイメージがなかなか浮かばないのではないかとというのが原因じゃないかと思えます。もう少し理解のされやすいホーム

ページの告知をするべきではないかと思えますけど、見解をお伺いします。

4点目、町の消防で管理している598本の消火器、それを年1回点検している、それ以外に事業所で設置しているものがあるということでした。それに対して、実際民間の土地に設置されている消火器についてですけど、消火器を見てもみたら、実は消火器に寒川町という表示がされています。そうしますと、町民から見て町で管理しているのではないかと見受けられるのではないのでしょうか。もし事業主の管理となるならば、責任の所在を明確にするべきと思えますけど、見解をお伺いします。

次、5番目で、給食センター整備計画についてです。委託の必要な調査、コンサル会社にやっている、また基本構想の資料作成ということで、内部、外部検討委員会への提出の資料、また視察先への調査ということでしたけど、あとかわら版の印刷等をされたということでした。それで、今回基本構想の計画の中で、ことし9月も台風15号において千葉県に存在する給食センターの一部が被害に遭って、給食が提供できないという事故も新聞報道されています。文部科学省では、災害時の給食提供に対する対策の検討を始めているということですけど、給食センター基本構想は、災害に対する検討というのはどういうものをしているのかお伺いします。

以上、2回目の質問とします。

【岸本委員長】 それでは、順次答弁を求めます。

伊藤健康子ども部長。

【伊藤健康子ども部長】 それでは、予算を減らしても不用額が出た、この影響額なら不用額で賄えたのではないかと、所得制限の判別にかかる事務作業はとのご質問にお答えいたします。平成30年度予算額につきましては、平成28年度実績額や平成29年度上半期実績額を参考に、制度拡充に伴う影響も勘案しながら平成29年度当初予算より減額して計上したものの、結果として不用額が生じたものでございます。決算説明の中でも申し上げましたとおり、小児医療費の動向につきましては、対象者数や件数の動向と医療費の動向が必ずしも同一ではなく、予測が難しいことから不用額が大きいことが所得制限撤廃に結びつくものではないと考えてございます。所得制限の判別にかかる事務作業につきましては、乳幼児医療システムにより1歳以上の該当児童の生計を維持している方の所得情報と照会して判定しております。未申告などの理由により所得情報がない方につきましては、情報連携システムを通じて職員による確認作業を行っているところでございます。

以上です。

【岸本委員長】 黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 大きな2番の道路境界が確定しなくても仮に舗装はできないのか、その場合の仮舗装の平米当たりの単価は幾らかというご質問でございます。境界が確定していない、いわゆる砂利道の舗装になると思いますが、現場を確認して、安全性が必要であれば歩行者や自転車、または車椅子等が通行できるよう簡易舗装を行うことはできます。また、その場合の整備単価ですが、現状の砂利道を整え、その上にアスファルト舗装を5センチ施工した場合で、諸経費、消費税を含め1平米当たり約4,000円となります。

以上です。

【岸本委員長】 中島町民部長。

【中島町民部長】 大きな3点目、水防対策についての中で浸水対策ということで、止水板についてのご質問でございます。止水板の設置につきましては、補助制度の必要事項等をできるだけわかりやすい整理いたしまして、ホームページ上に掲載しておりますが、文字のみの掲載となっておりますことから、一般的にイメージが湧きにくいという部分があるのかと思っております。地域の防災訓練等でも周知に利用しておりますイラスト等が入ったチラシもございますので、ホームページにアップしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、設置例のイラストや写真を入れ、わかりやすく工夫を凝らし、ホームページ、チラシ等による周知に努めてまいります。

以上です。

【岸本委員長】 小林消防長。

【小林消防長】 大きな4番目、街頭消火器について、寒川町と書いてあるので責任の所在が町民にはわからないのではないかとのご質問にお答えします。アパート、マンションなどの共同住宅及び店舗等には、当該施設の管理者が設置した街頭消火器などもあり、寒川町と書いてあるものもございます。その消火器の管理は、当該施設の管理者が管理するものでございます。また、町が設置し、管理しているもの以外の街頭消火器の不備等が町民より消防にご指摘がありました場合につきましては、その都度消防から管理者へ連絡し、対応していただくようお願いしているところでございます。

以上です。

【岸本委員長】 畑村教育次長。

【畑村教育次長】 学校給食センター整備につきまして、災害の対応についてというようなご質問と思いますが、今回の委託内容につきましては、災害対応については業務外となっているため、その中では調査はしておりませんが、災害が多く発生しているという現状を踏まえた中で、地震に対する備え、あるいは洪水、浸水に対する備えというのは、重要な部分と捉えておりますので、公に示されているハザードマップ、こちらについてしっかり参考にし、十分に保てるかどうかというのを検証しております。今回の台風15号、19号の被害状況についても、できるだけ情報収集をして、どんな状況だったのか、ハザードマップとはどういう関連を持っているのかというような情報を今収集しているところでございます。現在のところ担当課で収集している情報の中では、今回の浸水災害における各地域のハザードマップの予想については、想定している範囲で対応できているというような、今のところ情報を得ております。ですので、こういうハザードマップというのは、非常に参考になる数値であると思いますので、そちらについてしっかりと対応できるような対策を今とっているところでございます。また、建物の強度につきましても、建築基準法や設計などから十分な強度を持たせる施設とする前提で現在進めておりますので、よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 山田委員。

【山田委員】 では、3回目の質問に入ります。小児医療費助成制度の件に関してですけど、前年度の実績を見ながら予算を組んでいるということでしたけど、それに対して所得の判定をしているのはシステムでということでありました。実際所得制限の撤廃によって事務作業が軽減されるのではないかと思います。これに関して職員の事務負担も減少につながるのではないのでしょうか。また、不用額の捻出について所得制限の影響額も賄えるのではないのでしょうか。子どもが親の所得にかかわらず平等に医療にかかれるようにすべきだと思います。子育てしやすいまちづくりを目指している町長に所得制限の撤廃についてのお考えをお聞きします。

2問目の道路整備についてです。今現在定期的に砂利を入れて整備もしているということもありますけど、仮に舗装した場合、平米当たり4,000円ということでありました。仮に100平米でも40万円、予算の中でできるのではないのでしょうか。まず砂利を入れているところでは一時的な改修なので、費用の無駄になると思います。利用者の立場を考えて、道路境界が確定していなくても舗装ができないのでしょうかということで、再度見解をお伺いします。

3点目の防災対策ですけど、町のホームページでも設置例とかは出ていないということで、見にくいところがあるということは見えております。参考までに私もいろいろ調べまして、まず東京の三鷹市と愛知の岡崎市の止水板の設置をホームページで見てもみたら、止水板の設置状況や種類のイラストなどや写真で説明されていまして、とてもわかりやすいものでした。また、補助金について

も工事費の2分の1、上限が50万円になっています。止水板を普及させるためにほかの自治体を参考にしながらと思いますけど、見解をお伺いします。

4点目です。消火器の件ですけど、民間のところを設置されているものは町で指導できない、いろいろお願いしていくということでしたけど、実際のところ、今でも壊れそうなブロック塀とか、そういう箇所も見受けられます。補修などをするにしても、町で補助するとか、町で管理するようにしなければ町民が事故等を起こしてからでは対応が遅いと思います。その点について町の見解をお伺いします。

最後、5点目の給食センターの問題です。災害対策に関しては基本構想ではやっていなかったということです。それに関して今回委託外で災害を想定して、ハザードマップ等を見て対応はしているということでしたけど、いろんな場面で自治体の建設予定地が目久尻川の近くということで、災害に対する被害の心配ということで、水害が基本的に心配とございましたけど、今回台風の強風による建物の損壊というものもあります。今回の台風の影響を考えても、給食センター1カ所で、もし給食センターが被災した場合、4,400食の給食が提供できなくなるんですけど、自校方式のほうがリスク分散で各学校へ給食も提供できて安心だと思いますけど、その点について見解をお伺いします。

以上です。

【岸本委員長】 随時答弁を求めます。

木村町長。

【木村町長】 それでは、1点目の小児医療費の助成制度についてのお尋ねにお答えいたします。このお尋ねにつきましては、過去にも数度となくいただいております。町といたしましては、本来は国において制度化すべきとの考えから、国の施策として統一的な制度としての創設、あるいは県の助成事業の対象年齢引き上げなどについて毎年度国や県に要望しております。所得制限につきましては、制度を安定的に継続して実施していくためには、現状におきましては、今の形で所得制限を扱わざるを得ないと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

【岸本委員長】 黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 3番目、利用者の立場に立って道路整備を行っていくべきではないかというご質問でございますが、常日ごろから道路の利用者の立場に立って、できる限りの道路整備には努めているところでございます。現在町内には4メートル未満、または境界が確定していない砂利道がたくさんございまして、その旨の舗装化の要望を現在約30件いただいております。先ほどもお答えさせていただきましたとおり、道路の現状、利用形態等を考慮した上で、限られた予算の中で優先順位をつけ、今後も利用者に安心して安全な道路整備を実施してまいりますので、よろしくお願いたします。

【岸本委員長】 中島町民部長。

【中島町民部長】 大きな3点目水防対策についてでございます。止水板の設置工事費の助成につきましては、工事の対象となる土地の条件ですとか、家屋等のさまざまな状況によりまして工事内容も大きく変わりますことから、工事金額にも差が出てくることが考えられますので、現状での補助金額の変更は考えてございません。しかしながら、今後も補助率や上限額につきましては、近隣自治体や先進的な取り組みをしている自治体の事例を注視し、参考にしていきたいと考えております。

また、止水板は浸水対策として有効な手段の1つとして捉えておりますことから、誰にでもわかりやすい、イメージしやすいような周知に努めてまいります。

【岸本委員長】 小林消防長。

【小林消防長】 事業主が設置した消火器の安全対策について、新たに補助金を支出する予定はございませんが、管理者への安全管理の周知は引き続きまして消防で図ってまいります。また、町民や

自治会からの設置要望につきましては、引き続き対応してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

【岸本委員長】 畑村教育次長。

【畑村教育次長】 リスク分散に関するご指摘でございます。先ほどの答弁と重なる部分もございますが、今回多くの浸水被害をもたらしました台風19号による水害におきましても、報道などによれば、各自治体の想定した浸水想定と実際の浸水の状況が一致しており、県内の自治体においても想定と一致する浸水であったことの情報も得ているところでございます。このことから、寒川町においても、現在想定される浸水想定に基づき、しっかりと対策をしておくことが適当と考えております。現在計画している給食センターにおきましても、これらの想定を反映したものとするとともに、電機などをはじめとした浸水により深刻な被害を受けるであろう設備、例えば今回19号台風での被害でも地上設置された受電設備、いわゆるキュービクルの浸水被害も多いと聞いております。こういったものを水に浸からない位置に設置するなどの備えを今後の設計に反映していきたいと考えております。

なお、現在用地として準備を進めております企業庁所有地については、最大想定で1メートルとされておりまして、おおむねトラックの荷受けの都合からも、1階部分の床は1メートル程度となると想定しておりますので、こちらにつきましても複層階になる点を生かしつつ、その他設計の工夫により十分な備えをしていきたいと考えております。

風につきましても、建築基準法上の設計の基準とする50年に1度の発生確率の台風などの暴風雨を考えた基準風速というものがございます。これをもとに風化量を計算し、実際の強度はさらに余裕を持たせて建物の強度を決めていきます。昨今の異常気象もあり、想定が全てではございませんが、今後の設計では寒川の実情などを勘案しながら強度を設計してまいります。

委員ご指摘のとおり、リスク分散の観点からさまざまな意見があることは承知しておりますが、1カ所で集中して調理を行うセンターにおいても、想定される被害にしっかりと備えた設計とし、かつ運用開始後も当初の強度をしっかりと保てるよう、維持管理を徹底することにより安定した給食提供が可能と考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

【岸本委員長】 それでは、山田委員の総括質疑を終わります。

暫時休憩いたします。再開を13時15分といたします。

【岸本委員長】 それでは、休憩を解いて決算特別委員会を再開いたします。

続けて、本日3人目の総括質疑をお受けいたします。

杉崎委員。

【杉崎委員】 それでは、寒川自民党の杉崎でございます。総括質疑に入りたいと思いますが、その前に、このところ町民の方から、寒川町の各職員の方々の対応が本当に素晴らしいと、丁寧に対応していただけたということ、特に引っ越してきた方、移り住んでいただいた方々が、ほかの市町に比べて本当に丁寧に対応していただくということで、そういう声を多くの方から、もともと住んでいる方も含めて、そういった声を聞きますので、私としても非常にうれしいですし、今後ともさらにそういう対応をお願いしたいと思います。

それでは、質問に入りたいと思います。まず、1点目のICTの活用についてでございます。近年の情報化社会の進展については、目覚ましいものがあるということはもちろご承知のことかと思ひます。これまで情報を取得するためには、図書で調べたり、現地に足を運んだり、相当のコストをかけながら情報を得ていたのが、ICTの普及により簡単に取得する環境が整っている状況でございます。

こうした中、情報通信基盤の整備が当然ながら必要となってくるわけでございますけども、委員会の中でもさまざま施設のW i - F i 環境の整備について質問してまいりました。ここで公共施設におけるW i - F i 環境の整備の率と、それから教育関係、答弁いただきましたけども、当然ながら将来を担う子どもたちの教育環境整備に当たっては、必要不可欠なものとは私は考えておりますが、学校関係での教育のI C Tの活用も含めたW i - F i の環境整備は、どうなっているのかお聞きしたいと思います。

続いて、2点目の平和行政についてでございます。町の平和行政のあり方についてですが、町では昭和60年6月に、寒川町核兵器廃絶平和都市宣言を決めて、核兵器廃絶平和都市となることを宣言しております。恒久的な平和については誰もが願うところでございますが、この中で町の平和推進事業費、平成30年度の決算額では1万1,000円、前年度はその前の年は約3万8,000円、本来の目的である恒久的な平和にどの程度寄与していると考えているのかお聞きしたいと思います。

イベントの内容につきましては、もちろん戦争の悲惨さ、また核兵器の恐ろしさも含めたフェスティバルを開催しているとは認識しておりますが、問題なのは、実行委員会についてどのような形で組織されていて、どんな参加団体があるのかとお聞きしたところ、7団体中6団体が、いわゆる憲法改正反対を声高らかに主張している団体であること、これらの方々がもちろん自分でイベントを行うことは何も申し上げることはございません。それぞれ考え方がありますから、そこは申し上げることはありませんけども、しかしながら、本来行政という立場において、憲法改正議論については、公平中立であるべきことが原則であるにもかかわらず、公平中立とは言いがたい主張を行っている団体で組織されるイベントに対し、共催寒川町という点、さらに町民からお預かりした大切な税金が使われている点にとっても、とても看過できる状況ではないと私は考えます。

そこで、1回目の質問ですが、イベントの実行委員会は公募によって組織されたとお聞きしましたけども、それぞれの団体がどのような活動を行っているのか、ちゃんとチェックされての構成になっているのかお伺いいたします。

続いて、3点目の公共交通の充実についてであります。現在運行しているコミュニティバスについては、片方向の運行であります。利用者からは双方向運行を願う声を聞いております。確かにコミュニティバスの運行については、多くの費用がかかることももちろん承知しておりますが、高齢化がさらに進むことが当然ながら予測されておまして、ほかの町主催の事業においても、コミュニティバスの利用をお願いしていることを踏まえると、コミュニティバスの充実が求められてくるのではないかと思います。

私も、総合計画審議会の委員でもあります。町民アンケート結果を見ても、町民ニーズとして常にトップに公共交通の充実が挙がっております。公共交通の充実については、遠距離都市間をつなぐ鉄道と地域の足としてのバス路線の充実であると考えますが、現在の状況を踏まえると、相模線の複線化などはなかなかハードルが高いという状況もあるため、地域の足であるコミュニティバスの双方向運行の実現が現実的な町民の願いと考えるが、町のコミュニティバスの充実をどのように考えるかお伺いいたします。

【岸本委員長】 総括質疑を終わりました。それでは、順次答弁を求めます。

畑村教育次長。

【畑村教育次長】 1点目のI C Tの活用について、公共施設における整備率ということで、教育委員会関連の部分についてお答えさせていただきます。教育委員会所管の公共施設のW i - F i の整備状況でございますが、率として捉えているものはございませんが、町民センター、北部公民館、南部公民館につきましては、1階ロビー周辺において一般に開放していますW i - F i が利用できる状況でございます。続きまして、寒川総合図書館につきましては、2階の閲覧スペース、3階の学習室

において一般に開放しておりますW i - F i が利用できる状況でございます。最後に、学校施設につきましては、現在内部的にというところになりますが、校長室、職員室、事務室、保健室に校務用のネットワークを接続しまして、またコンピュータ教室には児童生徒の教育用ネットワークが整備されております。学校施設におけますW i - F i 環境につきましては、セキュリティの関係もございまして、一般向けには開放していないという状況でございます。

教育委員会からは以上でございます。

【岸本委員長】 黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 私は、都市計画課が所管しております寒川総合体育館につきましてお答えさせていただきます。委員会でもお答えさせていただきましたけれども、寒川総合体育館におきましては、1階ロビーのみがW i - F i 利用が可能となっております。なお、さむかわ中央公園はW i - F i が利用できる環境ではございません。

以上です。

【岸本委員長】 野崎総務部長。

【野崎総務部長】 最後になりますけれども、公共施設におけるW i - F i の整備状況の役場庁舎につきましては、福利厚生の一環で自動販売機を設置した業者さんが、主に職員向けという形でW i - F i の機器を設置してくれている状況がございまして、しかしながら、公費でないため、状況によっては撤去される可能性がありますし、電波も少し弱いような形になっておりまして、電波の届く範囲も限られているという状況が役場庁舎については、そういう状況になっているということでございませぬ。

以上です。

【岸本委員長】 中島町民部長。

【中島町民部長】 それでは、大きな2点目、平和行政についてお答え申し上げます。第9回の平和フェスティバルにつきましては、ご指摘のとおり、公募によります7団体により実行委員会の構成で実施させていただいております。また特定の政党を支持している団体とのご指摘につきましては、町といたしましては、平和問題に関心の深い団体であるということは認識しておりますが、特定の政党に近い関係にあるかにつきましては、言及する立場にないのかと思っております。したがって、この間政治的な活動をしないことを条件に、平和という共通の目的で平和フェスティバルの実施をさせていただいているところでございまして、なお、寒川町共催等承認の条件におきまして、営利活動、政治活動、または宗教活動を行わないこと、また町の信用を損なうような活動、これらを禁止しております。しかしながら、町に対する疑念を抱かれるような状況が少しでもありますようならば、行政の立場をより明確にお示しできるように各団体等への指導を徹底する中で、見直しや改善を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【岸本委員長】 黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 それでは、コミュニティバスの充実についてのご質問でございます。活力あるまちづくりや移住・定住を促進する上で、コミュニティバスの充実につきましては、大変重要な取り組みだと認識しております。今後のコミュニティバスの運行につきましては、利用状況やニーズの変化、もしくはまちづくりとして進めている田端西地区の土地区画整理事業や都市計画道路宮山線等整備の進展など、町民の生活形態や社会的変化にあわせ検討を行い、その充実を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

【岸本委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 まず、1点目の関係です。教育現場について、学校関係は職員向け、またあとコン

ピュータによる学習向けということでございましたが、総務省を見ると、災害時にはWi-Fi環境の開放をお願いしているかと思えます。今後大規模災害があった場合、どうしても避難所へのWi-Fi環境整備が非常に重要になってくると思えます。災害時特に発災直後の情報取得は、命を守るために重要で、これまでの災害教訓として明らかになっております。特に広域避難場所での情報取得、情報共有は、情報難民となって大きなストレスになるばかりか、情報不足により集団パニックとなることも予測されているということから、その対策として多様な情報通信基盤の整備が必要であると思えます。学校の中での整備は、職員室等はされているということですが、避難者の多くはスマートフォンを活用したものとなると思われましても、首都圏での大震災など、大きな災害が発生した場合、各種携帯キャリアの通信網も被災しているということも考えられるものの、プロバイダーによっては優先通信網が整備されているため、情報取得という点で広域避難所においてWi-Fiの整備は有効であると考えられますが、その考え方についてお伺いしたいと思います。

今回台風19号に関しては、垂直避難として学校の教室も使用されたというようなこともあったかと聞いております。Wi-Fi整備がされていれば、一時的にも避難者の情報取得に対する支援となるのではないかという思いの中で、特に避難者が来る体育館のWi-Fi整備の考えをお伺いいたします。

あと、図書館等がありますけれども、役場の庁舎に関しては、フリーとしてのWi-Fi整備はされていないということで理解しましたが、特に役場の庁舎に訪れる町民の方をはじめお客様に対してのサービスとして、庁舎内へのフリーのWi-Fi整備は必要かと思えますが、そういった観点からもお伺いしたいと思います。

それから、2点目、特定の政党とは言っていません。憲法改正に反対だということを声高らかに言っている団体との共催はいかがなものかと、公正公平で中立的な立場でいなきゃいけない寒川町役場が、それと共催しているということは、いかがなものかということをご指摘させていただいております。

こうしたことが続いていくと、寒川町イコール憲法改正反対の自治体なんだと捉えられかねない、捉えている方もいらっしゃるかもしれません。そういったことは町として考えないものですか。よくわかりませんが、公募しているというようなお話がありましたが、公募の選考のときも当然ながらさまざま選考の過程があるかと思うんですけども、その辺はどうなっているのでしょうか。また、先ほど平和に対してすごく考えている団体、方々というお話もちらっとありましたが、平和に対する考え方というのはさまざまあるんだと思うんです。極東アジアの関係もありますし、今は。先ほども言ったように、大東亜戦争の悲惨さとか、広島とか長崎に落とされた原爆に関しての恐ろしさを伝えるのは、当然なことだと思います。それはもちろん続けていかなければならないことだと思いますが、平和に関する思想というのは、いろんな角度からの考え方というのはあるんじゃないかと思うんです。そういう中で、憲法9条改正に反対する方たちが実行委員会に7団体中6団体、それを主張されている方たちが平和フェスティバルという事業を町と共催していることに関していかがなものかと思うんですが、いかがでしょうか。

それから、3点目、公共交通の充実についてですが、これまで公共交通の充実に向けて2市1町において寒川湘南台間のバス路線についても検討してきているかと思えますが、決算特別委員会の中では、その実現は困難であるというような旨の話がありました。一方では、藤沢市、もしくは茅ヶ崎市との2市1町により検討の余地が残されているというようなことで理解もしたところでございますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略のアクションプランにおいて、公共交通環境整備事業として湘南台方面や辻堂駅方面へのバス路線の新設について位置づけがあります。また、計画上の位置づけはないものの、企業従業員の通勤手段としてコミュニティバスを活用してもらおうほうが、採算性を高めることで持続可能な公共交通機関となるのではないかと思います。多くの町民が期待する公共交通の

充実に向けて、鉄道輸送力の強化については、困難であるという中で、コミュニティバスの双方向運行と湘南台駅方面へのバス路線の新設については、移住・定住の観点からも実現していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、2回目の質問を終わります。

【岸本委員長】 中島部長。

【中島町民部長】 まず、1点目のICTの活用についての部分で、避難所、避難場所へのWi-Fiの整備についてお答え申し上げます。災害発生時に通信が安定的に確保され、スマートフォンの普及率も高くなっておりますので、スマートフォン等により正確な防災情報の入手だけではなく、家族の安否確認等ができることは、町民の安心につながるものと考えております。ご質問にありましたWi-Fi整備につきましては、通信の安定的な確保という観点からも、災害時のみならず、平常時におきましては、観光利用等にも活用できますことから、Wi-Fi環境の整備は、防災面からも多様な通信手段の1つとして大変メリットのあるものと捉えております。今後避難所、避難場所へのWi-Fi整備につきましては、防災の担当といたしましては、関係します施設管理の関係各課等に積極的に働きかけ、調整を図りながら、設置の可能性について関係各課等と協議を進めてまいりたいと考えております。

【岸本委員長】 野崎総務部長。

【野崎総務部長】 役場庁舎のWi-Fi環境の整備の関係でございます。こちらにつきましても、防災面、それから一般のサービス面あわせて、ただいまの町民部長の部分とあわせて、改めてよく検討してまいりたいと考えております。

【岸本委員長】 黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 寒川総合体育館のWi-Fiの整備でございますけれども、こちらのWi-Fi環境整備につきましては、町民安全課と調整を図り、検討してまいりたいと思います。

以上です。

【岸本委員長】 中島町民部長。

【中島町民部長】 それでは、大きな2点目、平和行政についてお答え申し上げます。平和フェスティバルの開催趣旨につきましては、平和のとうときについて考えるということでございます。決して憲法反対の政治的な集会ではないということをご理解いただきたいと思います。ご指摘をいただきましたとおり、平和実現へのアプローチ、またプロセスにつきましては、さまざまな考え方があろうかと思いますが、あくまでもこの平和フェスティバルは、平和という問題について考えるきっかけを提供する場であると町としては認識しているところでございます。また、団体の選考につきましては、特別関係機関からの指導等がない団体であれば、現在特別な選考はしていない状況でございます。また、平和事業の趣旨から逸脱した憲法反対などの特別な政治的な主義、主張があるような場合につきましては、共催の条件に反する可能性もありますので、ご指摘を真摯に受けとめてまいりまして、町の立場に疑念を抱かれることのないように対応を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

【岸本委員長】 黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 公共交通充実の関係のご質問でございますが、まず、委員会でも答弁させていただきましたけれども、2市1町の広域で検討しております湘南台寒川線の実現は難しいというところはお答えさせていただきましたところでございますが、湘南台寒川線への路線バスというのも非常に重要であるという認識は持っておりますので、1市1町というところの中で可能な限り検討してまいりたいと考えております。

それから、コミュニティバスの双方向運転の関係でございますが、こちらは平成18年7月から約3

カ年にわたって試験運行を実施したところでございますが、平成21年度の本格運行に移行する際、当時組織されておりましたコミュニティバス運行検討委員会、ここで総合的な検討を行った結果、持続可能なもくせい号の運行をしていくべき、そういった見解の中から現行の片方向での運行にした経緯がございます。コミュニティバスの利用者数は、全体的に微増傾向でございますので、現在のところ双方向での運行を行う考えはございませんが、今後につきましても、コミュニティバスもくせい号の運行につきましても、利用状況や町民ニーズを踏まえ、地域公共交通会議の中で検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 それでは、最後の質問をさせていただきます。まず、ICTの活用についてでございますが、避難所に関しては、体育館も含めて連携しながら検討していくというようなご答弁をいただきました。ぜひWi-Fi環境整備は行っていただきたいと思っております。また、先ほど観光者の利用に関してもご答弁をいただきました。災害時に寒川町にたまたま来ていらっしゃる方も当然いらっしゃるし、また、そういった方たちが帰宅困難なども生じ得る場合等もございまして、そういったときにもWi-Fi環境整備によって情報が得られるというようなこともございます。現在の情報化社会におきまして、多くの方は手軽なスマートフォンを活用し、さまざまな情報を取得しております。また、来年はオリンピック開催年でもあることから、外国人の訪町を踏まえると、今後地域商業の活性化に向けては、町内のWi-Fi整備が必要となってくると思っております。

ことしのアークリーグ世界大会においても、外国人が訪れていただいたということを考えても、町内の商業者にどのようにつなげていくか、また決算特別委員会の中でも、商業の活性化に対する商工会への補助金のみならず、町としてやるべきことがあるのではないかと指摘させていただいたところでもございますが、地域経済の活性化に向けて町としていかに情報発信を行うかが重要と考えます。Wi-Fi整備に対する考え方、国でも、2020年に向けたWi-Fi環境の整備を全国整備していくんだと申してございます。そういった考えを1点目最後にお伺いいたします。部長と、あと町長の見解もお伺いしたいと思っております。

それから2点目でございます。平和事業に関してでございますが、私も最初に言ったとおり、平和フェスティバル自体は大変意義があります。平和のとうとさを考えさせられるイベントだと思っております。ただ、先ほども言ったとおり、前回の大战のことを伝えるばかりが平和思想の普及につながるとは、私は、それ以外のものでもあるんじゃないかと思うんです。先ほども言ったとおり、極東アジア、特に中国、韓国、北朝鮮、この辺を抱えている今現在日本の環境の中で、さまざま平和に対する思いとか、考え方というのは、日本人それぞれさまざまあるかと思っております。そういったことも含めた事業にしていかなきゃいけないんじゃないかと思っておりますし、委員会の中でお聞きいたしましたけれども、高齢者の方の来場者が多いというようなお話もありました。これこそ未来を担う子どもたちに伝えていかなければ、その戦争の悲惨さ、核兵器の恐ろしさ、こういったものを子どもたちにわかっていただかなければ意味がありませんので、先ほどさまざま部長から答弁いただきましたけれども、先ほども言ったように、フェスティバルの基本概念とは合致しない文言、原発ゼロだとか、それからフェスティバルのアピールチラシには、安全保障関連法に対し反対である旨まで記されているもので、町の、昨年度が1万1,000円でしたが、そこに町が共催して事業を行うというのは、いかがなものかと思っております。また、その中にも議員の名前も出ておりますし、そういったことも非常に私は問題のある事業だと、内容は別です。内容はいいんですが、そういったふうを受けとめます。その見解を部長並びに町長からお伺いしたいと思っております。

それから、公共交通の充実についてでございますが、当然双方向運行にするには、さまざま利用状況も、また予算的なものもありますし、省庁への申請やら認可に時間がかかるということは、よくわ

かります。ただ、先ほどから申しているとおおり、公共交通の充実というのは、移住・定住には非常に私は重要なものだろうと思いますし、特に今私のところに来ている声は、高齢化が進む中で買い物ですとか、どこかに出かけるときの不便さ、なので、双方向運行があれば本当にいいんだという声をいただいております。今すぐ双方向運行していただければ、それはもちろんいいんですが、先ほど言ったいろんなさまざまな要因があるので、例えば来年度からというわけにはいかないんでしょうけども、そういった高齢化社会に向けたところに対して、今から予算の試算も含めて、しっかりとした準備が必要ではないかと思いますが、最後に、こちらは町長に見解をお願いしたいと思います。

【岸本委員長】 それでは、順次答弁をお願いいたします。

大川環境経済部長。

【大川環境経済部長】 ICTを活用した商工観光整備事業の推進に対する考え方ということですので、私からお答えさせていただきます。本年4月に開催いたしましたアークリーグの際には、大きな効果を得ることができせんでしたが、企業より無償提供いただきましたイベントアプリを活用しまして、アークリーグの日程情報とあわせ、駅前にある飲食店を中心にお店を紹介するページを作成することが有効と考え、少しでも多くの来訪者の方々を個店に導けるよう取り組みを行っておりますし、また東京2020オリンピック・パラリンピックでは、多くの外国人が日本へ来訪されることが予想され、少しでも多く町の魅力を知っていただくためにも、外国人観光客が求めるサービスとして無料Wi-Fi等のICTの活用は重要なツールとなると考えております。

こうしたことから、駅北口商店街の役員をはじめ町商工会、町が連携いたしまして、どのように取り組めば商店を知っていただくことにつながるのか、どんな手が有効なのかという検討を進めており、その話し合いの中で、現在は町で開催されるイベント時に利用可能な飲食店の口コミやホームページ等の充実について、今検討を進めているところでございます。

今後ご提案いただきましたインバウンドや集客力向上につながる事業として、ICTの活用というお話になった場合には、町内事業者の組合などを対象とした集客力向上につながる事業や、地域の課題解決に向けた事業を行うことを目的といたしました補助金が町にはございますので、紹介するなど引き続き関係機関と一緒に調査検討を進めてまいりたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

【岸本委員長】 木村町長。

【木村町長】 ICTの活用についてというお話をいただきました。特にWi-Fiについての整備率等のお話もございましたし、特に今回は台風19号における避難所での情報の共有、情報の把握というものが非常に課題となっております。事実、これは各避難所の運営委員長たる職員からも概要の報告は来てもおります。そういう中でICTの活用についての必要性は十分私も認識しております。また、総務省でも、ICTの地域活性化ポータルを開設した中で、さまざまな全国の事例、ICT地域活性化大賞というようなネーミングで、いろいろユニークな、あるいは優秀な取り組みについては紹介されております。町もこういった情報を見ながら、町にとってどういう形、コンパクトな町に取り入れられるか、これからの社会の中では発災、災害発生時のみならず、平常時におきましても、情報の把握の必要性というのは非常に私自身も認識しております。今後公共施設、また民間においてもどのような対応が可能なのか、そういったものをともに考えていくべきだと思っております。

【岸本委員長】 中島町民部長。

【中島町民部長】 それでは、大きな2点目、平和行政につきましてご答弁申し上げます。まず、繰り返しの答弁になってしまうかもしれませんが、平和フェスティバルにつきましては、平和事業の趣旨から逸脱した政治的な主義、主張がある場合につきましては、共催の条件に反しているという可能性が当然ありますので、町の立場に疑念を抱かれることのないように、しっかり対応してまいりた

いと考えております。

また、平和フェスティバルにつきまして、今までも改善を加えてまいりましたが、事業内容や参加者の固定化など、課題も解決する必要があると考えております。今後の事業のあり方につきましても、見直しを図ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

【岸本委員長】 木村町長。

【木村町長】 平和行政、特に平和フェスティバルについて、いろいろご意見いただきました。冒頭お話がありましたように、昭和60年6月13日に、寒川町核兵器廃絶平和都市宣言が議決をいただいている、その宣言文の内容に即していかなければ、町としてもさまざまな共催、あるいは後援というような立場もなかなか難しい部分、先ほど来疑念を持たれるという部長からの言葉もございましたけども、そういうことのないように、参加されるから何でも協力しますということではなくて、先ほども言われました、もっと子どもや若い人たちが参加されるフェスティバルにぜひつくり上げていきたい、そのためには何らかの広がりや制約されている部分があるのではないかと、そういった部分では、これからの活動についても、この事業、あるいは町の平和都市宣言を行った趣旨を十分理解して、町としての対応も明確に示していきたいと思っております。

それから、3点目でございます。公共交通の充実、コミュニティバスに関していろいろいただきました。今後の交通施策への考えにつきましては、人口減少、あるいは高齢化の進行、また都市基盤の整備によって人々の利用動線の変化も出てくると思います。我々の生活に影響を及ぼすさまざまな社会変化に対応しつつ、鉄道、あるいはバス、タクシー、それぞれ事業者もあります。あるいは地域においてそういった部分の移動手段は確保しようという動きもございますけども、コンパクトゆえの町域ゆえに、さまざまな事業主体、事業者とも連携し、利便性の高い交通網、あるいは移動手段の確保を図ることが必要だと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

【岸本委員長】 それでは、杉崎委員の総括質疑を終わります。

暫時休憩いたします。再開は14時10分といたします。

【岸本委員長】 それでは、休憩を解いて決算特別委員会を再開いたします。

今特別委員会最後の総括質疑となります。

小泉副委員長。

【小泉副委員長】 大志会の小泉秀輔でございます。それでは、会派大志会を代表いたしまして、平成30年度決算案に対する総括質疑を行わせていただきます。今回質疑をさせていただきますのは、大きく4点となります。まず、1点目が、法人町民税など歳入のさらなる確保について、2点目が、町役場職員の働き方改革と時間外勤務手当について、3点目が、動物の保護と対策について、4点目は、文化財保護と今後の活用についての4点となります。

それでは、まず1点目の法人町民税などの今後の歳入のさらなる確保についてをさせていただきます。普通地方交付税が不交付団体であります我が寒川町としましては、町民の皆様のための福祉や未来を踏まえたさまざまな施策の実現のために歳入の確保、特に町税による歳入は非常に重要なものとなります。歳入の状況を本平成30年度決算から見てみますと、町税の総額自体は対前年度比で0.4%の増加となりましたが、その内訳を見てみますと、固定資産税と固定資産税に付随します都市計画税の増が主でありまして、町民税、特に法人町民税の落ち込みが目立つところでありまして、

法人町民税の金額を見てみますと、平成29年度は約7億1,400万円、平成30年度は約6億9,600万円となりまして、本決算特別委員会の質疑においても、担当課からは製造業における経済環境の厳しさが示されました。町内の主に製造業を中心とした企業の発展によって成長してきたと言っても過言で

はない寒川町としては、経済状況の厳しさが町の財政を左右することにもつながりますから、非常に重大な問題であると言わざるを得ません。

そこでお尋ねします。法人町民税につきまして、平成30年度決算を踏まえ、担当課としては今後の見通しについてはどのように捉えられておりますでしょうか。

2つ目、町役場職員の働き方改革と時間外勤務手当についてです。決算において歳出を性質別内訳で見えますと、人件費が多くウェートを占めております。本平成30年度決算においても、その金額は約30億9,000万円と歳出の構成比としては21.2%を占めております。この人件費は、職員の皆様にしっかりとよい仕事をしていただくためのものですから、基本的には金額の多い少ないが単純に語られるものではないと思います。ですが、近年働き方改革がしばしば取り上げられております。この大きな柱は3つありまして、長時間労働の是正、不合理な処遇差の解消、多様な働き方の実現というものであります。長時間労働について町の職員の皆様の状況を見ますと、追加の資料でも示されましたが、平成29年度は実人数284人、総時間数約4万3,000時間、時間外勤務手当としては9,800万円、平成30年度は実人数285人、総時間数約4万時間、時間外勤務手当としては約9,400万円となっております。この時間数と実人数を考えると、平成30年度においては、単純に割れば1人について月当たりの残業時間は約11時間から12時間ほどということになるかとは思いますが、職員ごとの残業量にも偏りがあり、中には長時間の残業となっている職員もいるのではないかとこのところは非常に懸念するところでもあります。

そこでお尋ねします。働き方改革を踏まえますと、長時間労働の是正のためには労働生産性の向上も必要とはなりますが、こうして数字を見ますと、なかなか変化があらわれていないのが実情です。時間外勤務の時間や手当額について担当部署としてはどのように捉えておりますでしょうか。

続けて、3点目、動物の保護と対策についてです。今回ここで特にお尋ねしたいのは、野良猫についてでございます。猫というものは、人々から愛され、人間とともに生きてきた動物ではありますが、かつてより町内では野良猫が多数生息し、住環境との間で問題が生じてきました。猫を捨てる方がいたり、もしくは野良猫が家の庭先に入り込んでしまうなど、町民の皆様よりさまざまな話を聞いてきました。

近年では、多くのボランティアの方々の協力もありまして、不妊化手術なども進展していることが質疑の中で示されましたが、なかなか減らない野良猫の状況を見ますと、今後の見通しについて懸念が生じることも事実でございます。猫については、犬と違い、1匹1匹を対象とした登録制度などが現状ありませんので、非常に残念なことではあります。飼えなくなった途端に安易に捨てられてしまうというようなケースも多く、これから野良猫の問題をどうしていくのかしっかりと考えていくべきではないかと思っております。

そこでお尋ねします。現在町としては野良猫の状況についてどのように把握し、またどのような保護体制をとっておりますでしょうか。

そして、続きまして4点目、文化財保護と今後の活用についてでございます。寒川町は、歴史も古く、いにしへの時代より人々が暮らし、多くの遺跡が存在していることが知られております。平成30年度においても、大(応)神塚古墳の発掘調査などが行われ、新たな発見につながる結果が出ていると聞いております。また、かつてから知られておりますように、多くの遺跡の中でも岡田遺跡は、縄文時代における日本一の巨大集落であった可能性も示唆されているところでございます。

そうした遺跡から発掘された文化財を活用して、商工会や観光協会などからも町の観光振興や商業の活性化につなげていきたいとさまざまな要望があり、実際にジェイコムと観光協会のスペースを活用して土器の展示なども現在行われているところでございます。

しかし、残念ながら寒川町のそうした豊かな文化財があるという側面については、ほかの自治体か

らの認知度としてはそれほど高いものではありません。文化財学習センターも、平成30年度より通常の開館日程が縮小されるなど、町としての取り組みについてもどうしても弱さが見られてしまうところではあります。

そこでお尋ねします。発掘された文化財を活用した観光との連携や商業振興に向けての取り組みについて、町の状況はどのようになっておりますでしょうか。

以上、4点を1回目の質問とさせていただきます。

【岸本委員長】 総括質疑が終わりました。それでは、順次答弁をよろしくお願いいたします。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、まず1点目、法人町民税の今後の見通しについての見解はということについてお答えいたします。平成30年度の法人町民税につきましては、前年度より約1,800万円、2.6%の減という結果でありました。今後の町法人町民税の見通しということでございますが、世界経済を含め日本経済の景気の状況、それから国の税制改正の動向、これにより税額に影響が出るという形になってございます。

国内では、消費税率の引き上げが行われまして、景気の動向に不透明感が見られておりますし、また国際情勢では米中の貿易摩擦の長期化、中国経済の低迷、英国のEU離脱問題等、世界的な景気減速の懸念材料が多く、不透明感が高まっているという情勢があるわけでございます。

こういった中で、税制改正ということで、平成30年度において法人町民税の税率が3.7%引き下げられまして、その引き下げ分が地方法人税という国税に充てられることになっております。ご案内しているとおりでございますが、この改正が令和元年10月1日以降から事業年度を開始する法人から適用されることになっておりまして、この税率引き下げによる減収の影響は、令和2年度には半期分ほど見込まれ、令和3年度からは丸々1年分の影響が出るという状況があります。

このようなことから、景気動向の不透明感に加えまして、税制改正による減収は見込まれることから、今後の法人町民税の見通しについては厳しいものとなることが想定されまして、当面は増収が見込めないものと現時点では考えているところでございます。

続きまして、2点目、時間外勤務の時間数に対する見解、それから職員間、組織間で残業量に偏りがあるのではないかというようなご質問に回答いたします。委員ご指摘のとおり、時間外勤務手当につきましては、なかなか減少しないという状況にあります。行政改革を進めてきた中で、指定管理者制度の導入、それからアウトソーシングなどによりまして減少させた業務もございまして、新たな行政課題への適切で迅速な対応も必要であるという状況、そういった中で、人件費全体を抑制する中、時間外勤務に頼らざるを得ない状況があるという形でございます。

それから、職員間の時間外の量の偏りにつきましては、各部署の事務量を把握し、適正な人事配置に努めておりますが、各所属によって繁忙期もございまして、多様な行政需要や新たな課題への対応に当たっているという状況の中で、時間外勤務時間に差が生じているという結果になっているところでございます。

以上です。

【岸本委員長】 大川環境経済部長。

【大川環境経済部長】 3点目の町として野良猫の状況についてどのように把握して、どのような保護体制をとっているのかというご質問にお答えいたします。野良猫、いわゆる飼い主のいない猫の状況把握につきましては、町民からの通報のほか、猫の保護ボランティアからの情報提供などにより把握に努めてございます。その保護体制につきましては、茅ヶ崎市保健所や猫の保護ボランティアと連携し、負傷した猫の保護及び搬送や保護した猫の里親探しにかかる譲渡会の開催支援などを行ってございます。

町としても平成29年度は猫の不妊去勢手術補助金の予算額を40万円としておりましたが、平成30年度より50万円に増額いたしました。また、猫の保護ボランティアに対する活動支援に関する補助は、1団体30万円としておりますが、今後も継続し、その活動を支援してまいります。よろしくお願いたします。

【岸本委員長】 畑村教育次長。

【畑村教育次長】 文化財を活用した観光との連携等についての取り組みはというご質問でございますが、具体的な取り組みといたしましては、現在町商工会におきまして、町内出土の縄文時代の遺跡を活用するための会議、縄文委員会が設置されておきまして、教育委員会といたしましても、その会議に必要な資料等の提供や担当職員の参加派遣をしております。また、観光協会が入っております寒川駅前のジェイコムショールームでは、観光協会、商工会と共催で町所蔵の縄文土器の展示もっております。

今後とも町の貴重な文化財を後世に引き継ぐため、適切に保護していくとともに、その重要性や必要性を多くの町民の方に知っていただかなければなりませんので、町内外の団体、機関とも協力いたしまして、それらの方々のお力もおかりしながら、文化財の保護、啓発、活用を図ってまいりたいと考えております。

【岸本委員長】 小泉副委員長。

【小泉副委員長】 それでは、執行部からのただいまの答弁を受けまして、それぞれの項目について再質疑を進めさせていただきます。

まず、1点目の法人町民税の見直しについてですが、景気の不透明感、さらには税制改正における町民法人税の税率引き下げ等もあり、厳しいところではあるがというような回答をいただきました。特に税制改正については、寒川町にとっても非常に重大な問題でありまして、議会からも国に対して意見書を出させていただいたところでございます。また、法人町民税の性質というものを考えますと、景気の動向にどうしても左右されやすい、その点も理解するところではございます。過去の法人町民税の推移を見ても、平成20年度においては年に歳入として13億円もありまして、町の重要な財源でありました。ですが、その後リーマンショックが起きまして、それ以降はほぼ半減に近いような状況となっております。

この実情に鑑みますと、不透明な景気状況の中においても、法人町民税の歳入をしっかりと確保していく、そのためには企業の収益向上や企業誘致に対して積極的な姿勢が求められていくのではないかと考えます。そこで、期待したいのは、いよいよ本格的に始まりました田端西地区のまちづくりなど、企業から見ても非常にポテンシャルの高い大規模開発でございます。

そこで、お尋ねします。町としては、法人町民税の歳入について、今後の田端西地区のまちづくりなどでの企業誘致などを踏まえて、どのように位置づけて考えられておりますでしょうか。

続いて、2点目の時間外勤務の状況についてでございますが、さきにも述べましたように、人件費は歳出においてはかなりのウエートを占めております。その中で1億円近い時間外勤務手当が出ているところを考えますと、町は働き方改革を進めて職員の負担の軽減に努め、ワークライフバランスにもしっかりと配慮していくこと、そして結果として時間外勤務手当が削減されるように進めていく、そうした取り組みがなされるべきではないかと考えますが、担当部署としてはどのように考えられておりますでしょうか。

続いて、3点目の動物、野良猫についてでございますが、ボランティアの方々ともしっかりと連携して、その把握に努めているということと、そして補助金の実情にあわせてしっかりと増やしていただいている、そのような回答をいただきました。特に不妊去勢手術については、野良猫をこれ以上増やさないためには非常に重要なものとなりますので、今後ともしっかりと予算づけをしていくことを

お願いしたいと思います。

さて、ここでさらに考えますと、皆様の協力の中で野良猫の不妊去勢手術が進んでいっても、野良猫が増えてしまう要因というのは幾つか考えられるところでございます。1つは、近頃全国各地でも話題になることが増えてきました多頭飼育崩壊という現象についてです。これは、家の中で飼育されていた猫が、飼育されていた方の事情によって飼育が行き届かなくなり、不妊去勢手術も行われていない中で、結果として爆発的に数を増やしてしまう、そのような現象でございます。町民の方からも、空き家が解体されたら中から大量に猫が飛び出してきた、そのような話を聞いたこともあります。そういうところを考えますと、多頭飼育崩壊ということが寒川町でももしかしたらあったのではないかと、ということも懸念しております。

また、前段でも述べましたが、猫を町外から捨てに来る方というのがいらっしやいまして、非常に困ったことではあるのですが、そうした話もしばしば耳にするところでございます。特に相模川の河川敷に捨てられてしまって、そこでさらに繁殖して増えてしまう、そうした実例もこれまで多々あったのではないかと思います。

そこでお尋ねします。町としては、こうした猫の多頭飼育崩壊など不妊化手術を行っていない猫による爆発的増加の実例についてや、町外から持ち込まれる捨て猫についてどのように把握されておりますでしょうか。

続けて、4点目の文化財についてですが、ただいまの取り組みと保護への思いもお聞かせいただきました。文化財というのは、一度失ってしまうと二度と取り戻せなくなってしまいます。寒川町の文化財は本当に貴重なものも多く、おっしゃられたように、後世に引き継ぐためしっかりとした取り組みが必要なのだと改めて感じました。また、縄文委員会という会議が設置されているということもお聞きしました。貴重な文化財はただ保管しているだけでは非常にもったいなく、積極的に活用していく、ほかの自治体へのアピールに限らず、町民の皆様にとっても誇りとなるような、そのような取り組みをぜひお願いしたいと思います。

その上で、次にお尋ねしますのは、これら文化財のさらなる活用という点でございます。現在町内においては、駅からハイキングなどの形で寺社仏閣を中心にしたツアーなどが随時開催されておまして、それらに参加するために寒川を訪問される方々も徐々に増えてきております。ですが、遺跡となるとまだまだあまり知られていない、例えば岡田遺跡にしても、一体どれほど知られているのかと。またそれ以外に、平成30年度において発掘調査がなされたと報告がありました倉見大村遺跡や宮山根岸遺跡など、町民の方々ですらほとんど認知されていないというのが現状ではないかと思うのです。

そこで、ぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますのは、1つは、史跡めぐりツアーのような形でさまざまな遺跡に触れる体験を進めていただきたいこと、そして各遺跡においては、いにしへの寒川町に思いをはせられるよう、案内板等を積極的に設置していくことを提案したいと思っておりますが、町の見解はいかがでしょうか。

【岸本委員長】 随時答弁を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、法人町民税の今後の位置づけについての質問に回答させていただきます。まず、委員からお話がありましたとおり、平成20年度には13億円を超す法人町民税の税収がございました。翌年リーマンショックによりまして5億2,800万円まで税収が落ち込みまして、その後は最高で8億円台で推移しまして、平成30年度今回の決算では6億9,000万円台となっておりますが、1回目の質問にもお答えしましたが、こういった状況の中、税制改正による減収が想定されているという状況があるところでございます。このような中、法人町民税の税収確保を安定的に見込んでいくための方策としましては、田端西地区土地区画整理事業区域内への企業誘致などを考えているところ

でございます。

企業が立地することによりまして、固定資産税の土地、家屋、それから償却資産や都市計画税などが見込めますし、法人町民税としての税収が増える可能性も当然でございますし、そこで雇用が生まれることから、働き盛り世代の移住・定住につながり、ひいては個人町民税も増えればと考えておりまして、湘南地域きっての成長エリアとしての企業誘致がこれから本格化するというところに大きな期待を持っているという考えでございます。

それから、次の2点目、働き方改革を進めて時間外手当の削減に努めるべきではないかということに対して回答いたします。人件費の削減はもちろんのこと、ワークライフバランスを実現し、職員が高いモチベーションを持って働くためにも、時間外勤務の削減など働き方改革の取り組みが必要と考えているところでございます。

町では、ノー残業デーの周知徹底などを行っているものの、時間外勤務削減に向けて有効な対策を実行できておりません。そのような中、現在国家公務員に倣いまして時間外勤務時間の上限時間の設定について検討しているところでございます。また、管理職を中心に職員一人ひとりが現在の業務を見直し、効率的な仕事の仕方など働き方改革を進めていくことが求められているものと認識しておりますので、これからその点を進めていきたいと考えております。

以上です。

【岸本委員長】 大川環境経済部長。

【大川環境経済部長】 猫の多頭飼育崩壊の実例についての町の把握、また町外から持ち込まれる猫の不法投棄についての把握についてお答えいたします。現在猫の多頭飼育崩壊の実例については、町には情報は寄せられてございません。そのような状況の中なんですけれども、保健所で管轄する県の事業において令和元年10月1日より、10頭以上の犬や猫を飼育する場合の多頭飼育届け出制度が新設されました。町も茅ヶ崎市保健所への情報提供や現状確認の実施など、当該制度の適切な運用に向けて積極的に連携を図ってまいります。

また、町外から持ち込まれる捨て猫につきましては、委員からお話があったとおり、相模川の河川敷などその可能性が疑われる場所もございしますが、人目につかないよう捨てられるのが現状でございます。捨て猫と疑われる場合においては、保健所及び警察の立ち会いのもとに捨て猫としての認定を受けた後、保護を行っております。今後につきましても、警察等と連携を図り、適切な状況の把握に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 畑村教育次長。

【畑村教育次長】 それでは、4点目のご質問でございます。まず、町内の史跡めぐりツアー等の開催を検討されてはというご質問でございますが、毎年町観光協会の主催で史跡めぐりツアーを実施しておりまして、これに教育委員会も共催、または協力させていただき、町内の遺跡を含めた史跡をめぐりツアーを実施しております。今後も観光や産業振興にも活用できるように文化財を確実に保存し、継承していくとともに、町民の皆さんや事業者の皆さんに文化財の保存状況などの情報も提供させていただきまして、多くの方々に文化財に親しみ、また活用していただけるように努めてまいりたいと考えております。

2点目の文化財の案内板の設置やもっと充実をというようなご質問だと思いますが、これらの文化財案内板につきましては、文化財の所在地にあって、その文化財を説明、解説するものでございまして、文化財を理解していただくためにも極めて重要な有効であるものだと考えております。

以前観光協会からも、文化財の説明板が古くなっている部分があるので修繕をというようなご要望をいただいております。それにつきましては、できることから修繕させていただいておりますが、今後も教育委員会といたしましては、リニューアルや設置に向けて積極的に取り組んでまいりたいと

考えております。

以上です。

【岸本委員長】 小泉副委員長。

【小泉副委員長】 では、ただいま再答弁を執行部からいただいたところでございますが、私からは最後となります3つ目の質問を再々質疑という形で進めさせていただきます。1点目の法人町民税につきましても、それ以外の税目における財源についてもしっかりと確保していきたいこと、また田端西地区における期待もお伝えいただきました。田端西地区に関しては、ここ10年ぐらいの近い将来、短い将来というところで考えますと、恐らく多くの企業が寒川町に立地するであろう最後のチャンスになる可能性もあるかと思えます。それだけに、ここで優良企業にぜひ立地していただいて、しっかりと稼いでいただくということは、町にとっても税収という意味で、法人町民税だけではなく、おっしゃられたように、固定資産税、都市計画税、さらに雇用が生まれれば個人の町民税の増加も見込まれて、寒川町の発展のためには極めて重要なファクターになってくるだろうと思えます。

こうした企業による税収について、町としては非常に期待している、だからこそ田端西地区のまちづくりにもしっかりと取り組まれているのではないかと思います。そこで最後は町長にお尋ねいたします。今後ともこうした企業からの税収を重要な財源として位置づけるのであれば、これからの田端西地区のまちづくりにおける企業誘致などの場面において、町長自身が積極的に町外にアピールし優良な企業を誘致していく、そうしたトップセールスも重要になるのではないかと思います。ご見解をお伺いいたします。

続いて、2点目の時間外勤務についてですが、時間外勤務手当というものの性質を考えますと、通常の給与よりは割増しの金額を支払うこととなりますので、視点を変えますと、時間外勤務手当を払う分で町の職員の人員を増やしていく、そういったことも可能なのではないかと思います。先日の台風19号の全国各地の状況なども見てみますと、職員数が削減された結果、なかなか手が足りなく、災害等の緊急時の初期対応の際に行政としての被害状況の把握などが追いつかなくなった、そのような事例も散見されるところでございます。また、寒川町においても、多くの避難所が開設され、そこに担当職員が長時間詰め、対応を行ったということもありました。そうしたことも踏まえますと、職員数を減らしていくのではなく、むしろ十分な職員数を確保していく、そうしたことも必要なのではないかと考えます。

平成30年度決算において、時間外勤務手当が1億円近くにも達しているという状況を考えますと、ここまで述べましたことも踏まえまして、人員を増やしては1人当たりの事務量を減らしていくという発想も必要なのではないかと思います。実際に時間外勤務手当の金額があれば、一定数の職員のさらなる雇用も可能であるのは明らかであると思えますが、町の見解をお尋ねします。

続いて、3点目の野良猫についてでございます。多頭飼育届け出制度というものが新設されたということもお聞きしました。また捨て猫の状況についてもお聞きしました。これ以上人に捨てられる不幸な猫を増やさぬよう、しっかりとした取り組みをお願いしたいと思います。

そこで、私から提案させていただきたいことがあります。野良猫の保護はもちろんなのですが、例えば多くの野良猫が生息していることで知られております一之宮公園については、旧相模線西寒川支線のレールに猫がずらっと並んで日向ぼっこをしている風景というのが、ある種の名物になっているという実情もでございます。春の桜の季節などは、桜並木と廃線のレールと野良猫という、ある意味ですばらしいコラボレーションによって写真の被写体としても親しまれているのは、写真コンクールなどで目にした方も多いのではないかと思います。

猫が好きな方、そうでない方など、町民の方々からさまざまな声があることも存じてはおりますが、初めにも述べましたように、猫は人間によって愛され、人間とともに生きてきた動物です。今や人と

は家族と同じように暮らしていることも多々ある、そうした生き物であるからこそ、野良猫にもしっかりと愛が与えられるべきではないかと思うのです。

近年、全国各地で地域猫という形で特定の家庭で飼われていない猫も地域の協働によって飼育される、そうした動きも増えてきております。しっかりと不妊去勢手術も行った上で、今以上には増えないように、しかし、生まれてきた猫は最後までその生命を全うさせていく、そのためにも地域で猫を守っていくということについて、町としても取り組んでいくべきではないかと思うのです。動物保護法においても、国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資すること、そして人と動物の共生する社会の実現を図ることが目的としてうたわれているところであります。

猫においても同様の精神で、そうした人と猫が共生できる寒川町を目指すべきと考えますが、町としての見解をお尋ねします。

続いて、最後となります。4点目の文化財についてでございます。遺跡文化財の活用について、ここまで町の取り組みや思いをさまざまにお話しいただきましたが、寒川町において重大な問題として、博物館や資料館というような形のしっかりとした施設整備がなされていないというところを考えてしまうのです。これまでもさまざまな質疑や一般質問などの場で、現状の文化財学習センターのような形ではなく、博物館や資料館という形で町の中心部において整備すべきではないかという声が同僚議員からも上がっております。

そこで、私から提案したいのは、現在公共施設再編計画の中で町役場や町民センターなどの複合化施設の建設は検討されておりますが、その中で現在は一之宮小学校の空き教室を利用している文化財学習センターも統合して、しっかりとした博物館や資料館という形で整備していくということです。役場もあり、町民センターもあり、福祉施設もあり、その中に博物館もあるというような複合施設になりますと、多くの町民の皆様にも広く見ていただくこともでき、寒川町の歴史を深く学ぶことを通して町に誇りを持つことにもつながり、それは多くの皆さんにとってのシビックプライドの醸成にも広く寄与することと思えます。

また、複合化施設として検討されている場所は、町役場の南側の土地でございますので、寒川町の玄関口となる寒川駅からも近く、町外から訪れた来訪者の方々にとっても訪問しやすく、これまで以上に寒川町の文化財のすばらしさを内外にアピールすることができ、観光振興という側面においても大きく寄与することになると思えます。こうした取り組みについて町としての見解はいかがでしょうか。お尋ねいたします。

【岸本委員長】 それでは、順次答弁を求めます。

木村町長。

【木村町長】 それでは、1点目の質問の中で田端西地区というお話が出ました。企業誘致に際して町長のトップセールスはというお尋ねでございます。実はきょう神奈川新聞の社説に、寒川産業集積拠点ということで、かなり大きく取り上げられておまして、「成長を先導するエリアに」というようなサブタイトルまでついております。この中でさまざま西地区の拠点の考え方等も述べられておりますけれども、この中でも言葉があるのは持続的な成長が見込まれ、地域への波及が高い業種の立地を誘導してもらいたいとか、広域的な産業集積拠点の形成に弾みをつけてもらいたい、あるいは若年層、あるいは働き盛り世代の移住・定住につなげることでないか、仕事と暮らしの調和が求められると、さまざまな期待を込められた社説が載っております。これは町としても非常に評価されているという思いがいたしておりますし、田端西の今後の整備に当たりましては、新たな工業用地が創出され、今後地元組合と、これは組合施行で行いますので、組合と協力し、企業誘致を行うことによって、雇用の確保など町の活力向上の効果を見込んでいることは事実でございます。その中でトップセール

スということもいただきました。正直、昭和40年代に寒川町に企業が、ある意味集積されて、今まさに各町内の大手企業さんは半世紀にわたる歴史を刻んでいらっしゃいます。また、なおかつ継続されているわけですが、そのときに農業から工業へのある意味産業革命というか、産業展開にもなったかと思っております。今回田端西については、そういった意味でも第2次の産業革命というか、産業の新たな地域おこしかという思いがいたしてございます。当然ながら私としてトップセールスも重要ではないかとのことですが、同様の認識でございまして、今後は積極的にどういう形で各企業さんに当たっていくか、これは協力企業も間に入っておりますから、そことの連携、あるいは地元との協調を踏まえながら、私としても動いてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

【岸本委員長】 野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、2点目でございます。時間外勤務手当の金額から考えますと、十分な職員数が必要ではないか、正規職員を増やしてはどうかとのご提案かと思っておりますが、お答えさせていただきます。町の職員数につきましては、平成8年の402人をピークに、今年度4月1日では354人となっているところでございます。指定管理者制度の導入、それからアウトソーシングなどの行政改革を進めるとともに、任期付職員や臨時職員、非常勤職員など多様な任用形態を活用してまいりました。

今後も少数精鋭の職員による効率的な行政運営に努めてまいります。行政サービスを維持するため最低限必要な職員数は確保する必要があると考えております。

多様化する町民ニーズや新たな課題へ対応するためには、現状の職員数は大変厳しい状態にあると感じているところでございます。必要な業務量の把握が大変重要になるんですけれども、町民が安心して暮らせる行政サービスを維持し、職員が高いモチベーションを持って働けるような適正な人事配置に努めてまいります。よろしく申し上げます。

【岸本委員長】 大川環境経済部長。

【大川環境経済部長】 3点目の町としてどのように猫を保護し、共生を実現していくのかというご質問でございますが、町としては、飼い主のいない猫のために不妊去勢手術の対象となるよう制度の拡充を行っておりますし、猫の保護ボランティアと協働し、NTR活動、地域猫を捕獲して避妊手術を施し、元の場所に戻すという活動なんですけれども、こちらの活動や里親探しの譲渡会など、不幸な猫がこれ以上増えない取り組みや幸せな一生が送れる取り組みを行ってございます。

今後も関係機関や猫の保護ボランティアと連携し、人と猫が共生できる社会の実現を目指して取り組んでまいりますので、よろしくお願いたします。

【岸本委員長】 畑村教育次長。

【畑村教育次長】 それでは、4点目のご質問で、町役場等の複合化も検討されている中で、文化財学習センターを今後検討される複合施設の中で統合して、しっかりと展示活用されるべきではないかというようなご趣旨のご質問かと思っておりますが、文化財につきましては、町民の皆様の共有の財産だと認識しております。したがって、教育委員会といたしましては、町ゆかりの文化財をきちんと整理し、確実に保存して町民の皆様に見ていただいたり、活用していただけるような施設は必要な施設だと考えております。

町の歴史、文化財を大切にすることは、ブランドイメージの『「高座」のころ。』につながるものでもと考えております。つきましては、今後多くの方々が見ることができるよう、町施設の再編の中におきましても、教育委員会としてできるだけ多くの方が見られるように文化財の確実な保存と展示などができる施設が確保できるよう、できる限りの努力をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

【岸本委員長】 以上をもちまして、総括質疑を終了いたします。お疲れさまでございました。

ここで町長から一言お礼を申し述べたいということでございますので、これを許可したいと思いません。

木村町長。

【木村町長】 平成30年度の決算の審査に当たりましては、5日間にわたって慎重な審査をいただきました。また、ただいま総括ということで、それぞれ委員さんからご質問もいただき、お答えしたところでございます。当然ながら30年度の決算内容の審査の中でいただいたご意見、あるいはご提言につきましても、今年度当該年度、また令和2年度の予算編成に当たりましても、十分検討させていただく事項も多分でございます。本当に5日間にわたり大変ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございます。

【岸本委員長】 ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 それでは、休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

ただ今までで総括質疑が終了いたしました。皆様のご協力をもちまして、ここまで進めさせていただきました。厚くお礼申し上げます。

このあとは、討論、採決の運びとなりますが、討論までの休憩時間はどのくらい取ったらよろしいでしょうか。委員の皆様からご意見を伺います。

(「15時20分」の声あり)

【岸本委員長】 それでは、30分ということで、15時20分再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

【岸本委員長】 それでは、休憩を解きまして特別委員会を再開いたします。

それでは、ただいまより討論、採決に入ります。議案第49号 平成30年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第50号 平成30年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第51号 平成30年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第52号 平成30年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号 平成30年度寒川町(仮称)健康福祉総合センター用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号 平成30年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定について、以上の6議案につきましては、質疑が終了しておりますので、これより討論、採決に入ります。

なお、討論につきましては、一括して討論を行うことにしますので、また、採決につきましては、それぞれの議案ごとに採決してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、反対の方の発言を許可いたします。

山田委員。

【山田委員】 では、議案第49号 平成30年度寒川町一般会計歳入歳出決算について反対の立場で討論いたします。なお、議案第50号 平成30年度寒川町国民健康保険事業特別会計、議案第51号 平成30年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計決算、議案第52号 平成30年度寒川町介護保険事業特別会計決算、議案第54号 平成30年度寒川町下水道事業特別会計の4議案につきましては反対いたします。なお、討論につきましては、この場では討論を省略し、本会議場で行います。なお、議案第53号 平成30年度寒川町(仮称)健康福祉総合センター用地取得事業特別会計につきましては、討論を省略して賛成いたします。この場では一般会計のみ述べます。

平成30年度の歳入は157億4,756万円、歳出は146億2,571万円でした。歳入歳出差引額で11億2,185

万円から翌年度への繰り越しや積立金を引いた実質単年度収支は5億1,937万円の黒字です。29年度に比べましても2億1,881万円の増収でした。これだけの歳入があれば、町民の福祉の向上に使えたのではないのでしょうか。単年度収支の5億1,937万円の2.3%を使えば、小児医療費助成制度の所得制限の撤廃の1,198万円の支出もできると思います。この場では以上のことを踏まえて反対の討論いたします。

【岸本委員長】 次に、賛成討論の方の発言を許可いたします。

杉崎委員。

【杉崎委員】 議案第49号 平成30年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定についてと、そのほか5特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を省略し、賛成といたします。なお、詳しい内容につきましては、あさって本会議場におきまして討論を行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

【岸本委員長】 次に、反対の方の発言を許可いたします。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 なきようであれば、賛成討論の方の発言を許可いたします。

小泉副委員長。

【小泉副委員長】 それでは、議案第49号 平成30年度寒川町一般会計決算の認定及び議案第50号から54号までの特別会計につきまして、この場では詳細については省略させていただきますが、賛成ということで討論させていただきます。詳しくはあさっての本会議場で討論させていただこうと思います。

【岸本委員長】 ほかに討論はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 なきようでございますので、以上をもちまして、討論を終結いたします。

これより採決に移ります。採決につきましては、それぞれの議案ごとに採決を行ってまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

まず、議案第49号 平成30年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【岸本委員長】 賛成多数でございます。よって、本案は認定されました。

次に、議案第50号 平成30年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【岸本委員長】 賛成多数でございます。よって、本案は認定されました。

次に、議案第51号 平成30年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【岸本委員長】 賛成多数でございます。よって、本案は認定されました。

次に、議案第52号 平成30年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【岸本委員長】 賛成多数でございます。よって、本案は認定されました。

次に、議案第53号 平成30年度寒川町(仮称)健康福祉総合センター用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【岸本委員長】 賛成全員でございます。よって、本案は認定されました。

次に、議案第54号 平成30年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【岸本委員長】 賛成多数でございます。よって、本案は認定されました。

以上で、本決算特別委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。最終日10月25日の本会議に提出いたします審査意見書の草案作成につきましては、いかがいたしましょうか。

(「正副委員長一任」の声あり)

【岸本委員長】 正副委員長に一任という声がありましたので、正副委員長にお任せいただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【岸本委員長】 ご異議ないようでございますので、それでは、正副委員長に一任していただきます。

それでは、委員の皆さんにつきましては、5日間にわたりまして大変ご熱心に審査いただきまして、またつつがなく終了させていただきましたことに対しまして、副委員長とともども心より感謝申し上げます。また、傍聴の皆様方におきましては、連日ご熱心に傍聴いただきまして、まことにありがとうございました。

以上をもちまして、決算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後3時28分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和元年11月28日

委員長 岸 本 優